

# 武蔵野市 N P O 活動促進基本計画

平成 19 年度～平成 23 年度

平成 19 年 3 月  
武 蔵 野 市

## はじめに

武蔵野市は、平成 17 年度からの第四期基本構想・長期計画の中で、「市民活動の活性化と協働の推進」を掲げ、「NPO 活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針を示した基本計画の策定作業を進める」ことを決めました。このたび、この基本構想・長期計画に基づいて「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」を策定いたしました。

まず、武蔵野市 NPO 活動促進基本計画策定委員会ならびに計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心より御礼を申し上げます。私は一昨年の市長就任以来、「市民が主役」の市政を目指し、第四期長期計画の調整計画策定のための市民会議や「市民と市長とタウンミーティング」など様々な取り組みを進めてまいりました。今回の計画策定にあたっては、策定委員会のご尽力により、会議を公開で行うだけでなく、NPO・市民活動団体の実態調査、NPO・市民活動団体へのヒアリングやワークショップ、パブリックコメントの実施など多様な手法を工夫して市民参加による計画策定を心がけていただいたことは大変有意義なものであったと認識しております。

さて、本計画では、NPO 団体、市民活動団体、ボランティア団体等の社会貢献的活動を行う団体と行政とが、それぞれの特性を活かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題解決や新しい公的サービスの提供に取り組む方向性を打ち出し、NPO・市民活動の促進や協働の推進に向けた市の基本姿勢と原則、さらにそれらを実現するため活動支援拠点の整備方針など様々な支援のあり方などを盛り込みました。

今後、市は本計画を基に NPO・市民活動の促進や協働の推進を総合的な見地から取り組んでまいります。しかしながら、計画に記された内容を実施し、さらなる協働を推進していくためには、行政の力だけでなく、まさに一人ひとりの市民や NPO・市民活動団体の皆様の自立的な取り組みが必要となります。私が目指す市民参加とは、単に行政に意見や要望を言うだけでなく、実現に向けた責任ある参加までをも期待するものです。市民との協働の時代を迎える中で「誰もが安心して暮らせる、市民の笑顔があふれる魅力あるまち」を実現するため、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 19 年（2007 年）3 月

武蔵野市長 邑 上 守 正

## 武蔵野市における NPO 活動の促進と協働の推進に向けて

現代社会では市民が主体となる NPO や市民活動への期待がとても高まっています。そのもっとも大きな理由は、“公共”の考え方に大きく修正が迫られているからだといつてよいでしょう。明治以来これまで、日本ではおもに国や自治体が公共の担い手と考えられ、実際に公共サービスの提供は国や自治体を中心になって行なわれてきました。しかし、これからの社会では NPO や市民活動が、つまりは市民自身が国や自治体に負けず劣らず“公共”を担っていかなければなりません。そのときに求められているのが、市民と自治体行政との協働です。お互いに対等な関係で自治体行政と市民とがパートナーとなることで、いっそう効果的な公共サービスの提供が実現するはずです。

一般論はさておき、武蔵野市の現実に目を向けてみると、どうでしょうか。武蔵野市にはこれまでも市民活動やコミュニティづくりの伝統と実績があります。それを活かしながらも、公共の担い手となるべき NPO・市民活動団体のさらなる成長が望まれるところです。まだ NPO・市民活動が成長途上にあるとするなら、いま武蔵野市に期待されるのは、NPO・市民活動団体の成長にどのように力を貸すことができるかでしょう。この基本計画は、その指針となるべきものと位置づけることができます。

一方、支援・サポートを受ける側の NPO・市民活動団体も、行政に依存したりなれ合い的な関係になるのではなく、あくまでその自立性と自律性を確保して活動の充実をめざすことはいうまでもありません。そうした姿勢こそが、NPO・市民活動団体の特徴に他ならないからです。

多くの NPO・市民活動団体がお互いに刺激し合いながらいきいきと活動できること、NPO・市民活動団体が行政や市民、コミュニティとの協力・協働関係を形づくって公共サービスの担い手として欠くことのできない存在となること、それらが一日も早く実現することが、武蔵野市をますます暮らしやすいまちにしていくために必要なことです。

この基本計画を、文字通り基本に据えながら、NPO・市民活動団体をはじめとして広く市民も巻き込んだ話し合いがもたれ、NPO・市民活動団体への支援・サポートの具体策が一日も早く練り上げられていくことを望んでやみません。

平成 19 年（2007 年）3 月

武蔵野市 NPO 活動促進基本計画策定委員会

委員長 江上 渉

(江上委員長あいさつ文裏)

# 【 目 次 】

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
1	計画策定の趣旨	1
2	本計画の位置づけ	3
3	本計画の計画期間	3
第2章	武蔵野市におけるNPO・市民活動の現状と課題	4
1	武蔵野市内におけるNPO・市民活動の実態	4
2	武蔵野市における協働事業の実態と課題	9
第3章	NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢	14
1	本市におけるこれまでの取組	14
2	NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則	16
3	協働の推進に向けた基本姿勢と原則	18
第4章	NPO・市民活動の促進に関する武蔵野市の基本的な施策	21
1	NPO・市民活動への参加の促進	21
2	NPO・市民活動の活性化	23
3	活動助成制度の充実	25
4	活動拠点の整備	28
5	協働の推進	31
第5章	NPO・市民活動の促進に向けて	34
1	市職員の意識改革と各種事業の企画立案・実施体制の見直し	34
2	庁内推進体制の整備	34
3	市民自治とNPO・市民活動の責任	35
4	協働事業を評価・検証する仕組みづくり	35
5	「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」の作成	35
6	「市民協働スペース（仮称）」の整備	36
資料1	NPO・市民活動団体との協働事業の具体例	37
資料2	武蔵野市NPO活動促進基本計画策定過程	58
資料3	NPO・市民活動団体ヒアリングの概要	65
資料4	武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～意見募集の概要	70

(目次裏)

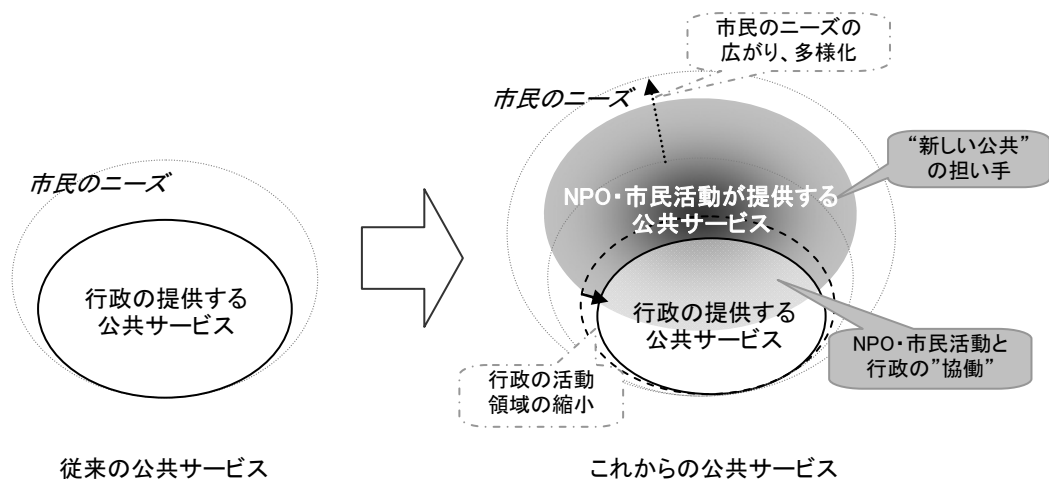
# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

- 少子高齢化の進展、総人口が前年を下回る人口減少社会の到来、地方分権の推進、金融・経済を中心としたグローバル化、地球規模での環境問題の広がりなど、時代が大きく変化しています。
- このような時代の変化に伴い、人々は多様な価値観を持ち、その実現を求めようとする多元的な成熟社会が成立しつつあり、社会的なサービスに対する市民のニーズもまた、多様なものになっています。
- 「公共サービスは行政が中心となって担う」というこれまでのシステムが、多様な市民ニーズに的確に応えきれず限界を示しています。一方、社会の様々な課題を主体的にとらえ、まちや暮らしを豊かにしようという、NPOや市民団体による活動(以下「NPO・市民活動」と呼ぶ)が活発になってきました。
- こうしたNPO・市民活動は、これまで行政だけが担い手とされてきた「公共」の内容と領域を大きく転換させ、住民に対してよりきめ細かなサービスを提供することまでを含む、「新しい公共」という概念を生み出す力を持っています。

### < “新しい公共” のイメージ >



- 本計画は、武蔵野市が従来から取り組んできた市民協働や市民パートナーシップという考え方によるまちづくりをさらに発展させ、多様化する地域の課題解決や「新しい公共サービス」の提供に取り組む体制作りを推進するために、NPO・市民活動の促進並びに協働のあり方に関する市の目標及び方針を示すものとして策定したものです。

## (2) 行政がNPO・市民活動を支援する意義

- 従来型の制度に基づく住民参加は、住民による行政に対するチェックを中心としたものでしたが、こうした参加の仕方を超えて、行政の企画・検討・執行プロセスから参画する新しい住民参加のあり方が求められるようになってきています。
- さらに、地方分権の進展により、住民の自治能力の強化・充実が課題となってきています。行政の活動においては今後、個人やコミュニティで解決できない時の補完を行うという「補完性の原理」が重視されてくると予想されますが、そのためには、地域のコミュニティ・ガバナンス（地域全体としての自治能力）の強化が求められることになります。
- 平成10年の特定非営利活動促進法の成立は、公共的な意義を持つ活動を進める市民活動団体が、行政とは違う形で公益を担う存在であることを認め、その活動の意義を承認したといえます。NPO・市民活動団体が「新しい公共」の重要な担い手として、行政のパートナーとして活動することで、地域社会を活性化することが期待されています。
- こうした地域の主人公である住民が自発的に行う公益的な活動は、住民の福祉と地域生活の向上を目指した当事者の主体的な活動であり、それは住民参加、住民自治の本来のあり方でもあることから、このような活動の支援をすることは、行政にとっても重要なことです。

## (3) 本計画における「NPO・市民活動」

- 本計画でいう「NPO・市民活動」とは、市民が中心となって運営する「非営利組織」が、コミュニティや地域社会のニーズ・課題に応じて他者に「公益性のあるサービス」を提供する活動とします。なお「非営利組織」とは、特定非営利活動促進法第二条に定義する団体及びそれに準じる団体で、収益を構成員に分配せず、主たる活動にあてる組織を意味し、法人格の有無は問いません\*。
- また、「公益性のあるサービス」とは、活動によって組織の構成員のみに活動の成果が還元されるのではなく、広く他者に活動の成果が及ぶものを指します。

---

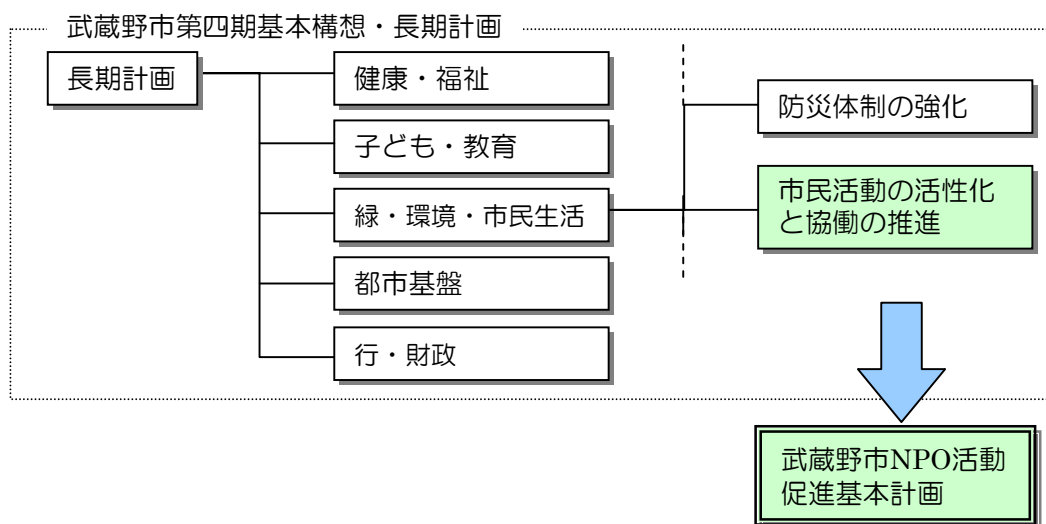
\* 次の活動は本計画の対象外とします。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式・行事を行い、信者を教化育成するなどの宗教的活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持・反対することを主な目的とする政治的目的を持った活動
- (3) 特定の公職の候補者や公職にある者、または政党を推薦・支持・反対することを目的とする活動



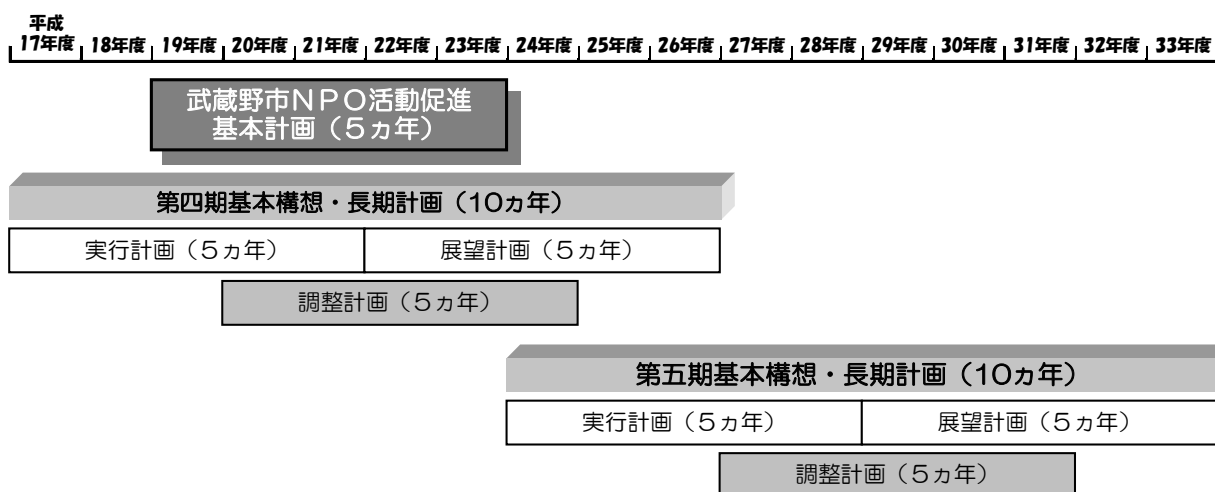
## 2 本計画の位置づけ

■本計画は、「武蔵野市第四期基本構想・長期計画」（平成 17 年度～26 年度）の下位計画として位置づけられており、長期計画の中の「市民活動の活性化と協働の推進」の実現に向けたアクションプランとして策定するものです。



## 3 本計画の計画期間

■第四期長期計画については、平成 18 年度から 19 年度末にかけて必要な見直しを行い、「調整計画」（平成 20 年度～24 年度）を策定することになっています。本計画についても、その策定状況を勘案するとともに、計画期間は、平成 19 年度から、上位計画である第四期基本構想・長期計画が実質的に終了し、次期基本構想・長期計画が策定される平成 23 年度までの 5 年間とします。



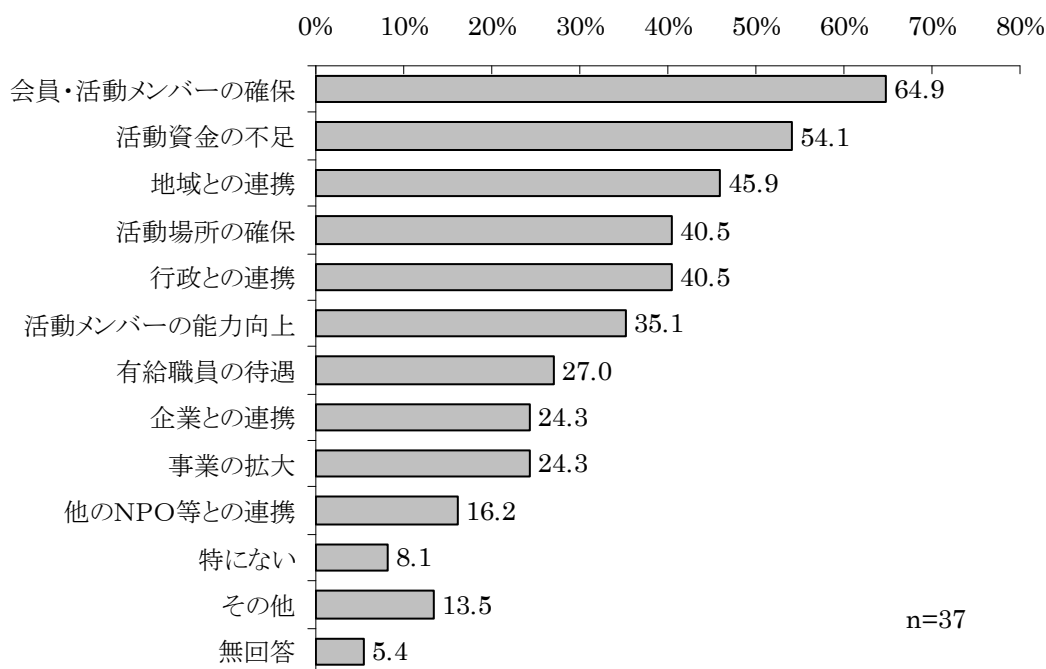
## 第2章 武蔵野市におけるNPO・市民活動の現状と課題

### 1 武蔵野市内におけるNPO・市民活動の実態\*

#### (1) “人材確保”に関する課題

##### 【会員・活動メンバーの不足】

■ “人材確保”に関する課題の第一は、会員・活動メンバー数の不足であり（64.9%の団体が指摘）、今後の方向性についても7割以上の団体が、その拡充を挙げています。



■ 会員・活動メンバーの不足は、活動の発展に大きく影響することから、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われます。

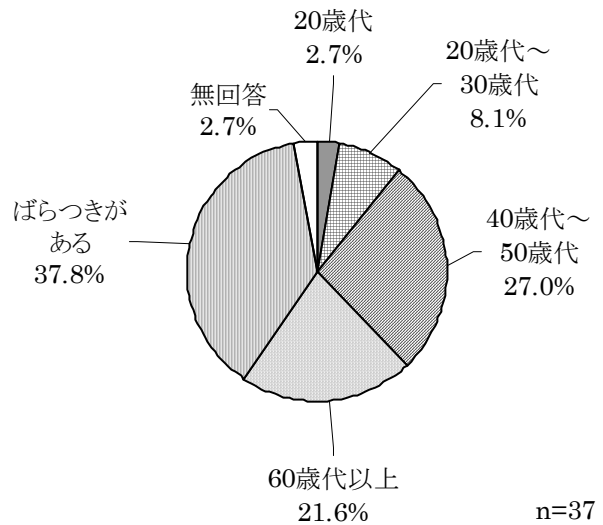
\* 武蔵野市NPO・市民活動団体等実態調査

本計画策定の基礎資料とするために、武蔵野市市民活動センターに登録しているNPO・市民活動団体全67団体を対象として、平成18年1月に実施。有効回答数は37件、有効回答率は55.2%。

### 【会員・活動メンバーの年齢構成】

■ “人材確保”に関する課題の第二は、会員・活動メンバーの年齢構成で、「ばらつきがある」とする団体が37.8%です。一方で、5割弱の団体は、40歳代以上が主な年齢層となっています。

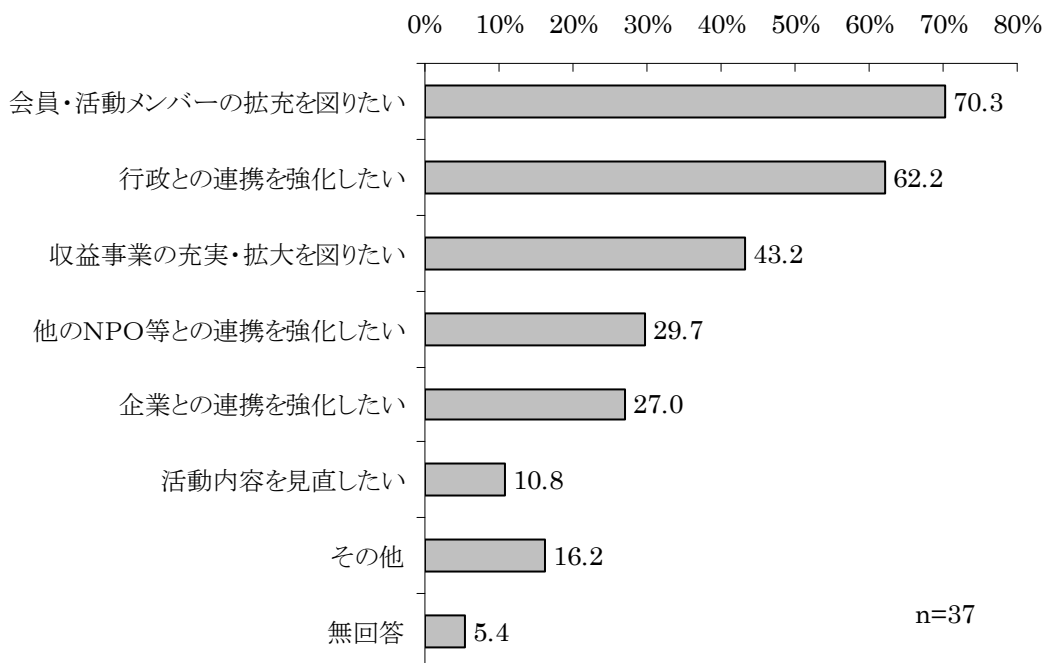
■ これは、新たな会員・活動メンバーが入ってこない、ということの影響と考えられますので、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われます。



### 【会員・活動メンバーの能力の向上】

■ “人材確保”に関する課題の第三としては、会員・活動メンバーの能力の向上が挙げられます（35.1%の団体が指摘）。

■ 会員・活動メンバーの能力の向上は、活動の発展に大きく影響することから、行政としては、NPO法人等との連携の強化（今後の方向性として62.2%の団体が指摘）を通じた支援が必要だと思われます。さらに、行政との協働・連携の形態として3分の1のNPO法人等が挙げている「人材の交流」（8頁）にも取り組む必要があると思われます。

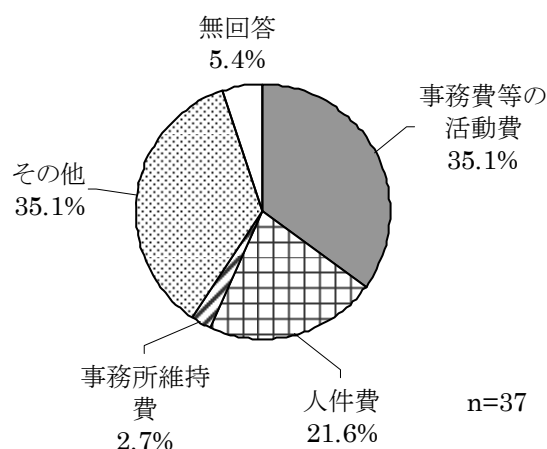


## (2) “活動資金”に関する課題

### 【活動資金の不足】

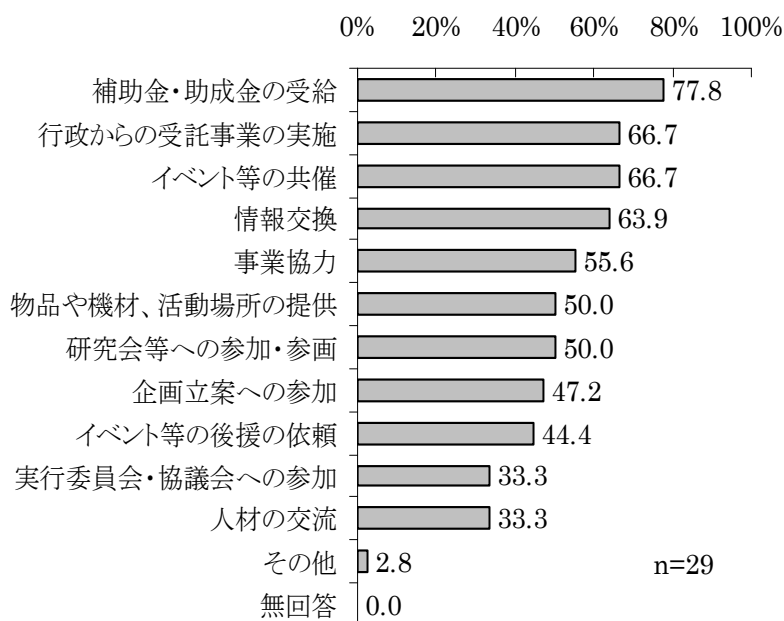
■ “活動資金”に関する課題の第一は、活動資金の不足であり（54.1%の団体が指摘）、35.1%の団体が、「事務費等の活動費」を支出の中で最も大きい割合を占める項目として挙げており、「人件費」を挙げる団体（21.6%）を上回っています。

■ 事務費等の活動費の負担が重くなることは、活動の発展を阻害することにもつながりかねないので、行政としても、例えば印刷費等の負担を軽減できるような取組が必要だと思われます。



### 【収益事業の充実・拡大】

■ “活動資金”に関する課題の第二は、収益事業の充実・拡大であり（43.2%の団体が指摘）、行政との協働・連携の今後の意向として、8割弱の団体が、「補助金・助成金の受給」を、7割弱の団体が「行政からの受託事業の実施」を挙げています。



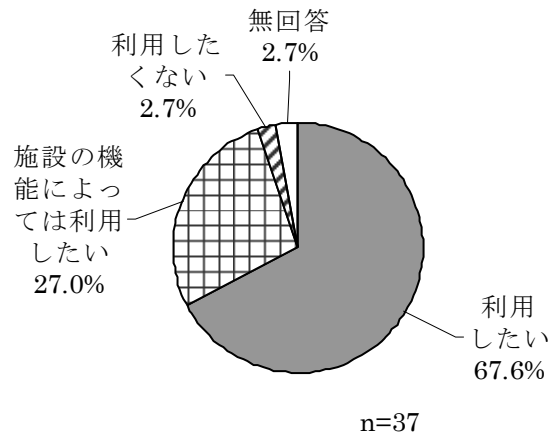
■ 行政として収益事業の充実を個別に支援することは困難ですが、行政が直接実施できる支援（委託事業の拡大等）、間接的に実施できる支援（他のNPO法人等や民間企業との連携を推進するための取組）を通じて、収益事業の充実・拡大につなげていくことが必要だと思われます。

### (3) “活動場所”に関する課題

#### 【活動場所の確保】

■ “活動場所”に関する課題の第一は、活動場所の確保であり（40.5%の団体が指摘）、活動を行う上で打合せや団体運営上の事務作業等に自由に使える施設については、条件つきながらも9割以上の団体が、「利用したい／施設の機能によっては利用したい」としています。

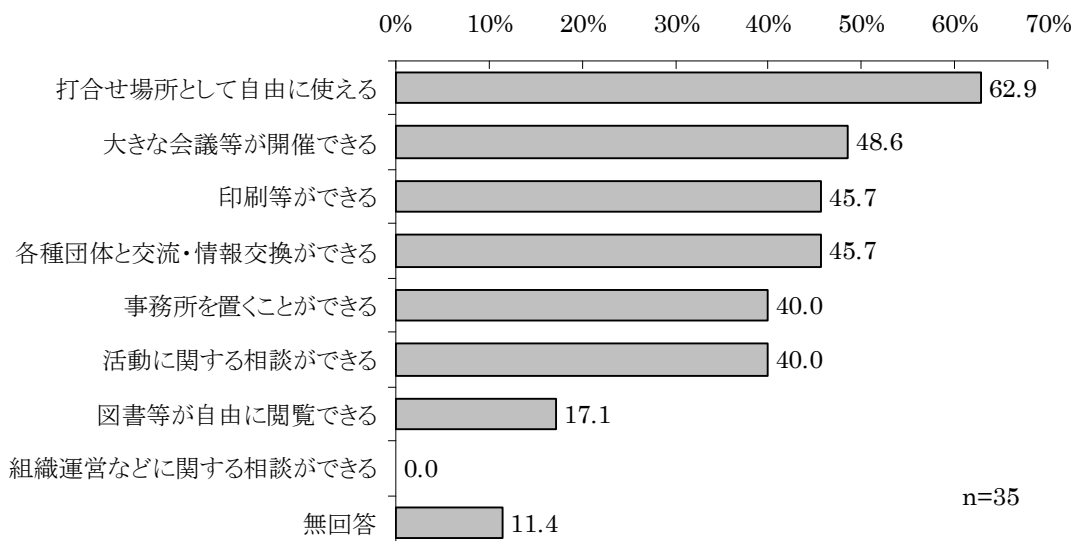
■ 6割弱の団体が活動のための事務所をもっている一方で、上記の施設の利用意向が高いことは、現在の事務所に関して「使い勝手が悪い」「事務所維持費の負担が重い」「設備等が十分でない」等の要因があるからだと考えられます。行政としては、団体の活動を行う上で自由に使える施設を、団体からの要望の多い事項（利用時間、利用曜日、施設の機能、設備要件）を考慮しながら整備することが必要だと思われれます。



#### 【活動場所の機能】

■ “活動場所”に関する課題の第二は、活動場所の機能であり、27.0%の団体は、利用時間や利用曜日、機能、設備によっては利用したいとしています。

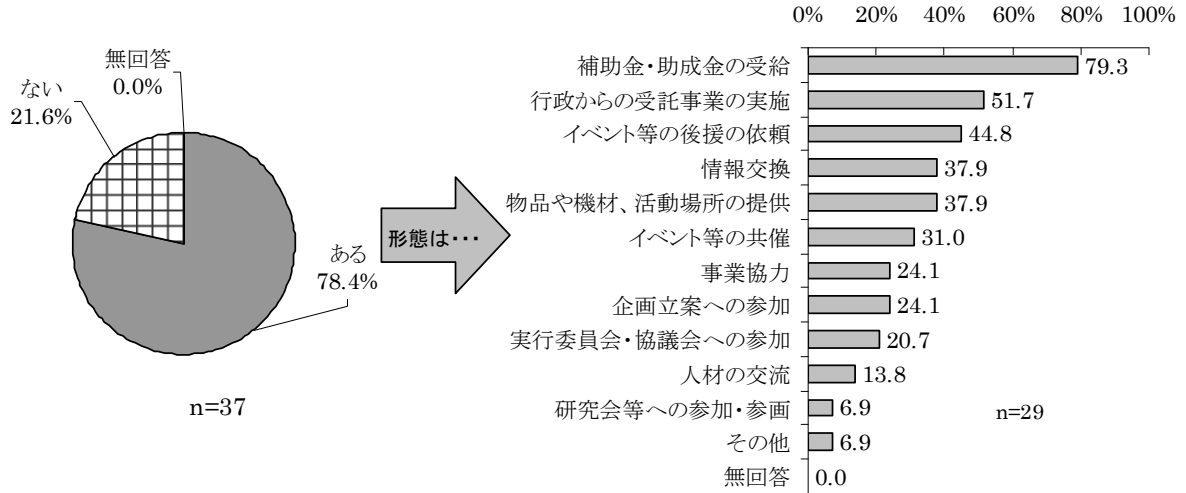
■ 活動場所の機能に対しては、「打合せ場所として自由に使える」（62.9%）、「大きな会議等が開催できる」（48.6%）、「印刷等ができる」（45.7%）といったハード面に関するニーズが高くなっていますが、同時に「各種団体と交流・情報交換ができる」（45.7%）、「活動に関する相談ができる」（40.0%）といったソフト面に対するニーズもあることから、行政としてこのような施設を整備するにあたっては、ソフト面の充実にも配慮することが必要だと思われれます。



#### (4) “行政との協働・連携”に関する課題

##### 【行政との協働・連携の経験の有無】

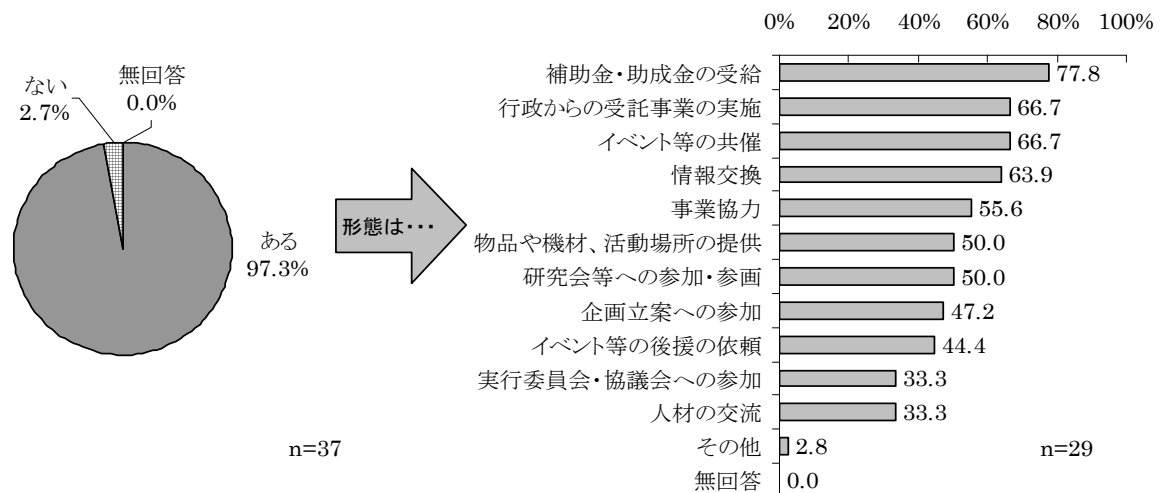
■行政との協働・連携については、78.4%の団体が「ある」とし、その形態としては「補助金・助成金の受給」が最も多く（79.3%）、次いで「行政からの受託事業の実施」（51.7%）、「イベント等の後援の依頼」（44.8%）となっています。多くの団体が行政との協働・連携の経験があるものの、その内容は「補助金・助成金の受給」「行政からの受託事業の実施」という、経済的な面での協働・連携が中心となっています。



##### 【行政との協働・連携の意向】

■行政との協働・連携の意向については、「ある」とする団体は97.3%に達していますが、その形態としては、上記の経験と同様、「補助金・助成金の受給」（77.8%）、「行政からの受託事業の実施」「イベント等の共催」（それぞれ66.7%）といった経済的な面で協働・連携が中心となっています。

■今後、行政がNPO・市民活動団体等との協働・連携を進めていくにあたっては、経済的な面以外の「企画立案への参加」（47.2%）、「人材の交流」（33.3%）などの面での協働・連携を広げ、推進にあたってのルールづくり等が必要だと思われます。



## 2 武蔵野市における協働事業の実態と課題\*

### (1) 武蔵野市における協働の定義

■本計画における「協働」とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことをいいます。

### (2) 協働の形態と分野

#### 【協働の形態】

項 目	説 明
委 託	行政が行うべき事業で、効率性・専門性などから他の主体が実施した方がより大きな効果があると思われる場合に事業の実施を委ねる形態。公の施設の管理・運営を含む。
共 催	それぞれが主催者となり、共同で一つの事業を実施する形態。
後 援	NPO 等の実施事業に、行政が金銭、物品以外の支援を行う形態。後援名義の使用等。
実行委員会・協議会	NPO 等と行政等で構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となって事業を実施する形態。
事業協力	一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態。共催や実行委員会以外の形態で協定書等の締結による協力。
補助・助成	NPO 等が行う事業に補助金等の金銭の支援を行う。
企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階で、NPO 等から意見や提案を受けること。各審議会や委員会への参加等。
情報提供・情報交換	協働事業の提案や意見を聞くこと。相互に情報を提供しあうこと。フォーラム・ワークショップの開催等。

\* 民間非営利団体(NPO)・市民活動団体との協働事業の調査

市とNPO・市民活動団体との協働事業の実態（協働事業の分野・形態・内容・目的・相手先等）を把握するために、平成18年度実施事業で、市内に事務所あるいは活動拠点があるNPO等と行政とが協働で実施している、もしくは実施を予定している事業を対象として、平成18年8月に実施。

【協働の分野】

項 目	説明
保健・医療・福祉の増進	高齢者の介護福祉、高齢者・障害者・障害児支援、福祉施設の管理・運営、福祉・医療サービス、難病者支援 等
社会教育の推進	生涯学習の推進・団体支援、自然教育、映像教育活動、読書の普及・支援 等
まちづくりの推進	まちづくりの支援、公園や道路の管理、都市景観の形成 等
学術・文化・芸術・スポーツの振興	伝統文化の振興、芸術家の支援、市民文化団体の支援、スポーツ指導 等
環境保全	環境保護・調査、緑化推進、公園管理、資源・エネルギーの循環的利用の推進、ごみ減量の促進 等
災害救援	災害時の救援活動、防災組織の育成、災害被害者への支援、自然災害の調査・研究 等
地域安全	安全・安心なまちづくり、地域安全パトロール、事故防止・交通安全活動、まちの美化意識の高揚 等
人権擁護・平和の推進	子どもの虐待防止、ホームレスの生活支援、HIV感染者の相談、人権差別のないまちづくり 等
国際協力	外国との国際交流・支援、ホームステイの受入・派遣、留学生支援 等
男女共同参画社会の形成の促進	女性の起業家支援、セクシャルハラスメント防止、男女共同参画社会の推進、DV被害者支援 等
子どもの健全育成	子育て支援、保育、子育て施設の管理・運営 等
情報化社会の発展	地域の IT 化推進、情報セキュリティの充実 等
科学技術の振興	大学関係者による科学技術の普及 等
経済活動の活性化	商店街の活性化、地域産業・観光の振興、起業家支援 等
職業能力開発・雇用機会拡充の支援	障害者の職業訓練・就労支援、若年者の就労支援 等
消費者保護	消費者教育の推進、消費者相談、消費者活動の支援 等
特定非営利活動団体の支援	NPO の育成・支援、NPO のネットワーク化 等



## (3) 協働事業の実態

(平成18年8月現在)

形態		委託	共催	後援	実行委員会・協議会	事業協力	補助・助成	企画立案への参加	情報提供・情報交換	形態別計	
分野											
1	保健・医療・福祉の増進	10	0	0	0	2	17	0	1	30	(40.5%)
2	社会教育の推進	1	1	0	0	1	0	0	0	3	(4.1%)
3	まちづくりの推進	0	1	0	1	0	1	1	0	4	(5.4%)
4	学術・文化・芸術・スポーツの振興	1	0	0	0	0	2	0	0	3	(4.1%)
5	環境保全	2	0	0	0	3	16	0	0	21	(28.4%)
6	災害救援	0	0	4	0	0	0	0	0	4	(5.4%)
7	地域安全	0	0	0	0	1	0	0	0	1	(1.4%)
8	人権擁護・平和の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
9	国際協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
10	男女共同参画社会の形成の促進	1	0	0	0	0	0	0	0	1	(1.4%)
11	子どもの健全育成	2	0	0	0	0	1	0	0	3	(4.1%)
12	情報化社会の発展	0	0	1	0	0	0	0	0	1	(1.4%)
13	科学技術の振興	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
14	経済活動の活性化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
15	職業能力開発・雇用機会拡充の支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
16	消費者保護	0	1	0	1	0	0	0	0	2	(2.7%)
17	特定非営利活動団体の支援	0	0	0	0	0	1	0	0	1	(1.4%)
	分野別計	17 (23.0%)	3 (4.1%)	5 (6.8%)	2 (2.7%)	7 (9.5%)	38 (51.4%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	74 (100.0%)	

※平成17年度調査では15の課62事業でしたが、平成18年度調査では、17の課で74事業と着実に、協働事業が増加しています。

※平成18年度の個々の協働事業の具体的な内容については、資料編をご参照ください。

#### (4) 協働事業推進にあたっての課題・問題点

- NPO 実態調査や市役所庁内協働事業調査、庁内ワーキングチームの論議、NPO ヒアリングの結果等から、現在の協働事業において次のように課題・問題点が整理できます。

##### 【協働の相手の選定】

- 協働相手の選定に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
  - ・ 協働の相手を選択する基準が不明確であり、行政の担当者の知っている範囲内の選定になり公平性に欠けている。
  - ・ 協働している相手の選定理由が不透明。
- 以上のような意見を整理すると、協働の相手の選定にあたっては選定基準を事前に定め、選定プロセスを明確にし、透明性を高めていくことが課題であるといえます。

##### 【協働の事業運営】

- 協働の事業運営に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
  - ・ NPO が継続的に協働事業を行う意志があっても行政側に協働の継続性を支える制度がないために立ち消えになってしまう。
  - ・ 下請け的な委託は NPO にとってもマイナスになる可能性がある。
  - ・ 対等とはいえ、委託に際しては市の要望が主となることが多い。
  - ・ 市としての協働の考え方がわからないため、協働の定義や基準が必要である。
  - ・ 行政が取り組まない分野を NPO が行うなど、相互補完、役割分担が必要である。
  - ・ NPO の事業は幅広いために行政の縦割組織に対応しない、そのため意思疎通がうまく図れない。
  - ・ コミュニケーションが不足している。
  - ・ NPO と行政をつなぐコーディネーターが必要。
- 行政（庁内）からは以下のような意見が挙げられています。
  - ・ 事業を継続的に行う場合、NPO 団体等の永続性や安定性が求められる。
  - ・ 民間企業のような競争による効率性や、能力向上に向けた取組が感じられない団体がある。
  - ・ 何かあった場合の対応が民間企業と比べて不安を感じる。
  - ・ 対等な立場で協働を行うには NPO 自身の自立、高い専門性、独自のノウハウ、実績が必要である。
  - ・ 協働事業を行う際は協定書の締結等により、役割や成果物に対する対価等を明確化することが必要である。
  - ・ NPO の活動を支援する市内部の組織体制の強化が必要である。
- 以上のような意見を整理すると、NPO と行政の意思疎通と意識共有、役割分担等による対等な関係の確保、協働事業の定義の明確化、NPO の活動の継続性・安定性・効率性等の確保、及びそのための行政の支援、などが事業運営における課題といえ

ます。

### 【協働の窓口】

- 協働の窓口に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
  - ・ 行政と協働しようという発想があっても、どこに相談に行けばよいのか分からない。ワンストップの窓口の設置等ができないか。
  - ・ 縦割りの対応によりたらい回しにされ、意欲がそがれる。
  - ・ 行政側の担当者は定期人事異動等により交代するため、意思疎通が困難になる。
- 以上のような意見を整理すると、協働の窓口に関しては、協働の経験のない NPO にもわかりやすい窓口の設置、庁内の連携による窓口の統一などが課題といえます。

### 【協働事業の予算】

- 協働事業の予算に関しては、NPO 側から以下のような意見が挙げられています。
  - ・ NPO への委託を、安価に事業を行うため、とだけ捉えるのではなく、行政ではできない NPO 活動の質の高さや機動力を適切に評価し、それに見合った予算を確保して欲しい。
  - ・ 年度を超えた予算が必要である。
  - ・ NPO 活動への財政的な支援に対して、市民の評価を入れる仕組みが必要である。
  - ・ 使途の限定されない補助金が必要である。
- 以上のような意見を整理すると、協働事業の予算に関しては、NPO 活動の内容を評価して委託する、NPO への資金助成に市民の評価を反映させる、使途の限定されない補助金制度、などが課題といえます。

### 【その他】

- その他、NPO 側から以下のような意見が挙げられています。
  - ・ 市民と行政との二者間だけでなく、行政からの委託業務を実際に実施している企業を含めた、市民、行政、企業との三者間のパートナーシップも考慮すべき。
  - ・ 行政職員の意識改革が必要である。
  - ・ 行政職員の研修やインターンシップが必要である。
  - ・ NPO の自立、専門性向上のために中間支援組織が望まれる。
  - ・ NPO の学習支援、力量向上のための研修が必要である。
  - ・ 市民提案に対して消極的である。
  - ・ 市民提案を受付け、それに回答するような制度が必要である。
  - ・ NPO の事業提案に対する知的財産の保護やそのためのルール作りが必要である。
  - ・ 権限委譲をするぐらいの覚悟で協働を行う必要がある。
- 以上のような意見を整理すると、市民・企業・行政の三者間の協働、行政職員の意識改革のための研修、NPO の専門性・力量向上のための研修や中間支援組織の育成、市民提案への適切な対応、などが課題といえます。

## 第3章 NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する 武蔵野市の基本姿勢

### 1 本市におけるこれまでの取組

- 武蔵野市には、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、地域に子どもから高齢者まで集えるコミュニティセンターをつくり、地域住民で構成されるコミュニティ協議会が地域の意見を聞きながら運営するとともに、地域課題の解決や住民相互のネットワークなどによるコミュニティづくりを進めるという、市民活動の伝統と実績があります。
- 具体的には、建設から管理・運営まで市民の「自主参加・自主企画・自主運営」（自主三原則）\*により、現在、20館（分館等を含む）のコミュニティセンターが16のコミュニティ協議会によって運営されています。この仕組みは、町内会制度が行政協力機関として組織化されていない都市自治体における新しいコミュニティづくりのあり方を示すとともに、武蔵野市政における市民との協働や市民パートナーシップという考え方の原点であり、根幹を成すものです。
- また、市の基本構想・長期計画の策定にあたっては、昭和46年から全国に先駆けて「武蔵野方式」と呼ばれる市民参加による計画策定方法を採用してきました。この方式は、計画策定に際して、武蔵野市在住の学識経験者などによって構成される策定委員会が中心となって、市民意識調査、市政アンケートや、市民各層に対するヒアリングや意見募集、サラリーマン会議、テーマ別の様々な形態の市民会議、議会での議論等を行い、市民のニーズを可能な限り施策に取り入れられるような工夫をするもので、その手法は各種の個別計画の策定や施策の実施に採用されてきました。
- さらに最近では、地域の人材やNPOによりミニデイサービスなどの事業を展開する「テンミリオンハウス」の開設、地域の商店主などをドライバーとして高齢者や障害者の外出を支援する「レモンキャブ」の運行、男女共同参画団体によるむさしのヒューマン・ネットワークセンターの管理・運営、さらにNPOやボランティア団体による公園の管理、子育て支援、駅前早朝清掃、自主防災組織の運営など、さまざまな分野で市民の力が発揮されています。
- NPO・市民活動の促進にあたっては、このような自主三原則の伝統やその後、今日まで展開されてきた市民参加のさまざまな取組を発展させることを目指します。

\* 平成14年4月1日に施行された「武蔵野市コミュニティ条例」第9条（指定管理者による管理）3項において、自主三原則について次のとおり規定されています。

3 指定管理者に指定された公共的団体は、市民が自らの意思で参加し、自ら企画を立て、自ら運営するという自主三原則に基づき、コミュニティセンターを活動拠点としてコミュニティづくりを行う。

<市民協働による事業の取組例>

《レモンキャブ》



バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するため、平成 12 年から導入したドア・ツー・ドアの移送サービス事業です。

武蔵野市福祉公社に登録された商店主を中心とした地域の運行協力員が福祉型軽自動車を運転し、サービスを提供しています。

《テンミリオンハウス》

テンミリオンハウス事業とは、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対し、年間 1000 万円 (ten-million) を上限とした運営費補助などの活動支援を行う事業のことで

す。市民の身近にあって(近)、小さな規模で(小)、軽快なフットワークで(軽)、市民のみなさんのニーズにこたえる『近・小・軽の家』です。

現在、6つの高齢者向けのテンミリオンハウスが開設されており、ミニデイサービスなど施設ごとに特色ある事業を展開しています。

川路さんち概観



川路さんち活動風景



名称 (場所)	運営団体
川路さんち(西久保 1 丁目)	グループ「萩の会」
月見路(吉祥寺北町 1 丁目)	NPO 法人日本アビリティーズ協会
関三倶楽部(関前 3 丁目)	NPO 法人パーソナル・ケア吉祥寺
そ~らの家(吉祥寺南町 5 丁目)	グループ萌黄
きんもくせい(境 4 丁目)	NPO 法人ワーカーズコープ
花時計(境南町 2 丁目)	ゆう 3 (ゆうスリー)

## 2 NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則

### (1) NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢 ―自立促進型の支援―

- まちづくりを豊かなものにするためには、行政との協働・連携を志向するNPO・市民活動団体だけを対象とするのではなく、社会貢献的活動に携わるあらゆるNPO・市民活動団体が、自立的に活動を進めていくことができる活動促進支援策を進める必要があります。
- 今日期待されている新しい公共を担うNPO・市民活動のあり方としては、行政に経済的・財政的にいつまでも依存したり、行政の考えに縛られたりするような行政依存型の活動を行うのではなく、市民の豊かで自由な発想を活かし、組織的にも自立することが求められます。
- そこで武蔵野市としては、NPO・市民活動それぞれの団体のミッションと思いを尊重したうえで、各団体の自立的活動を促進できるような「自立促進型の支援」によるサポートを、NPO・市民活動の促進へ向けた基本姿勢とします。
- 「自立促進型の支援」とは、例えば、卵から雛がかえる時のように、内側からくちばしで一生懸命殻を割って孵化しようとしている雛を、親鳥が外側から見守り、場合によっては殻を割るのに手を差し伸べるようなイメージです。
- そしてこの基本姿勢に則って、次のような原則のもと、NPO・市民活動が自らの活動の活性化や自立化に有効な支援策を自由に選択できるような様々な支援策の環境整備を進めます。

### (2) 「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」

- 武蔵野市の自治活動の基盤となってきた「コミュニティ構想」の理念と、「コミュニティ自主三原則」(自主参加、自主企画、自主運営)の基本精神と伝統を今日のNPO・市民活動に対しても広範に生かし、次の三原則を「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」としてNPO・市民活動の促進を図ります。
- 武蔵野市では、「地域コミュニティ」\*については、従来から「コミュニティ自主三原則」を掲げていました。今回「目的別コミュニティ」の更なる充実に向けて、「NPO・市民活動促進三原則」を位置付けるものです。これら2つの原則により、武蔵野市の市民によるまちづくりが、重層的に進んでいくことを目指します。

---

\* 「武蔵野市コミュニティ条例」第3条(コミュニティの定義)では、次のとおり規定されています。

- (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通じて形成される人と人とのつながり
- (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり
- (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて、時間的及び場所的に制限されることなく形成される人と人とのつながり

**【自発性・自主性の尊重】**

・それぞれの NPO・市民活動団体の思いや理念を受け止め、活動の自発性・自主性を尊重し、新しい公共の担い手のパートナーとして位置づけ、相互理解に努めます。

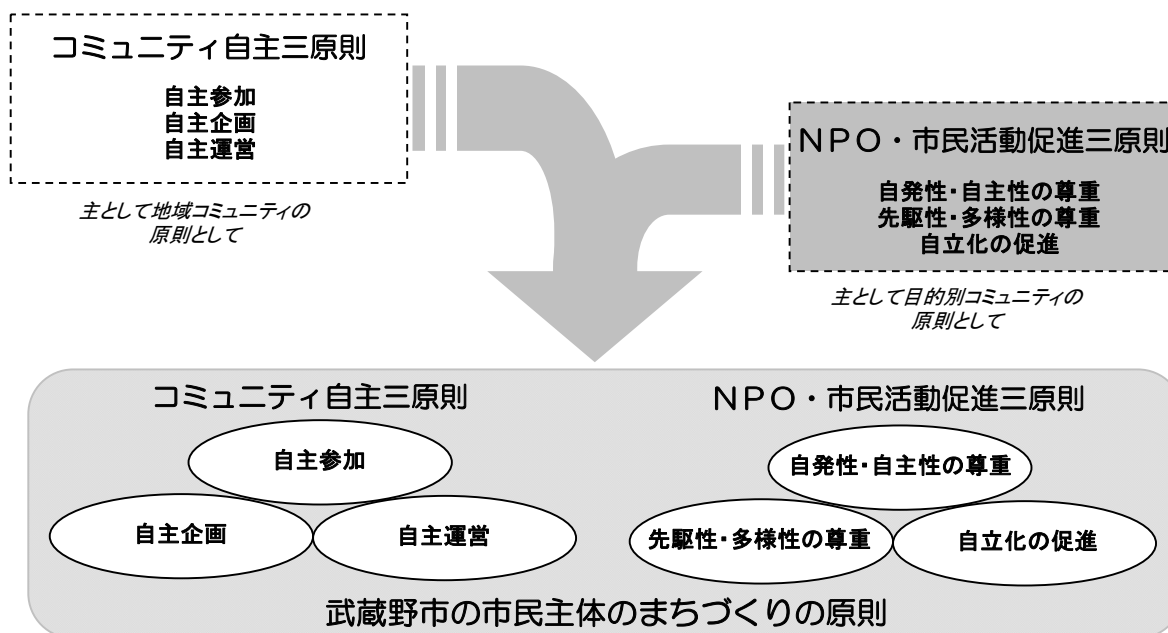
**【先駆性・多様性の尊重】**

・行政が取り組みきれていない新しい課題や行政では十分な対応ができない課題等に、NPO・市民活動団体が先駆的に、かつ、柔軟に取り組んでいることを受け止め、それらの多様な特性を生かした事業ができるよう、NPO・市民活動団体からの情報提供や政策提言、事業提案の意義を尊重します。

**【自立化の促進】**

・NPO・市民活動団体の主体性を尊重し、具体的な支援策についても多様な選択肢を用意し、それぞれの団体が、活動内容や特性等に応じて活用することによって、資金面などの面で行政に依存せず、団体そのものの自立を促進できるようにします。

**<武蔵野市の市民主体のまちづくりの原則>**



### 3 協働の推進に向けた基本姿勢と原則

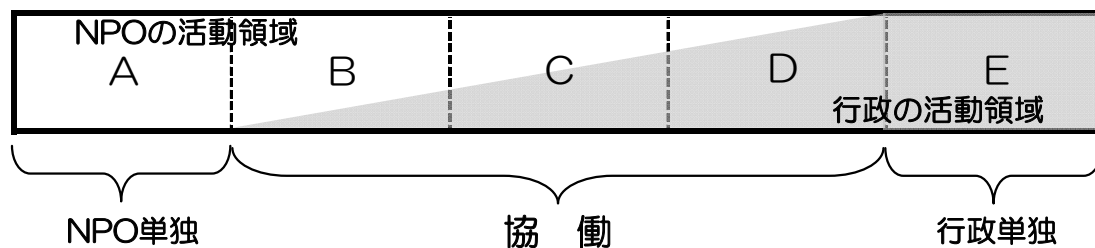
#### (1) 協働の推進に向けた基本姿勢

- 「協働」には様々なとらえ方がありますが、本計画における「協働」とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことをいいます。
- 協働の推進は、行政の市民サービス向上にとっても、NPO・市民活動の促進にとっても、相乗効果が見込まれる、欠かせない事業と考えます。さらに、協働は従来の市民参加制度の整備・充実に加え、新たな市民参加のスタイルともいえます。「NPO・市民活動の促進」と具体的な課題に関する「協働の推進」は、この基本計画の“車の両輪”と位置づけます。
- 前述の協働事業の課題は、行政側、NPO側、双方の今後の課題をいくつか示しています。行政側は縦割りの業務を見直すこと、協働プロセスの公開を行うこと、コミュニケーションを密にして相互理解を深めること、下請的な協働ではなく対等なパートナーシップを生かす協働の在り方を実現すること、NPO側はNPO自身の実績づくりと実力の養成が求められること、等々を協働の推進に向けての課題として検討することが必要です。そして、検討にあたっては、市とNPO・市民活動を行う団体とが、十分な話し合いを行い、相互理解と信頼のもとに、事業を進めていくことが大切です。
- 武蔵野市としては、「第四期長期計画」や「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針（平成17～21年度）」に基づき、市民から湧き上がるパワーを生かし、様々な市民活動と市の施策の連携を図るため、市政のあらゆる分野で市民やNPO等との協働を進めることを「基本姿勢」とします。



■具体的には、以下の<NPO・市民活動と行政の活動領域イメージ>が示すように、様々な活動領域で協働事業の可能性の検討を行い、行政、NPOが単独で活動を展開するよりも協働で実施した場合、相乗効果が見込まれるものについては協働を積極的に推進していくこととします。また、協働の形態については、画一的なフレームを定めるのではなく、9頁の「協働の形態と分野」に示した8つの形態やそれら相互の組み合わせをフレキシブルに検討します。

### <NPO・市民活動と行政の活動領域イメージ図>



- A：NPO・市民活動が単独で主体的に活動する領域
  - B：NPO・市民活動が主体的に活動し、行政が後援、資金・場所等の提供で支援する領域
  - C：NPO・市民活動と行政がパートナーシップを組み活動する領域
  - D：行政が主導し、市民参加や協力を求める領域
  - E：行政が単独で責任を持って対応すべき領域
- (出典：山岡義典「時代が動くとき 社会変革とNPOの可能性」ぎょうせい の図を一部加工)

## (2) 協働の推進に向けた5つの原則

■次の5つの原則を「武蔵野市市民協働ルール・ファイブ」としてNPO・市民活動との協働の推進を図ります。

### 【相互理解】

- ・対話を通じてNPO・市民活動団体と行政とが、お互いの立場、長所や短所も含めて相互に相手のことを理解し、信頼関係を築くよう努力します。

### 【目的の共有】

- ・協働を推進するためには、協働する事業の目的や目標を明確にすることが必要です。協働する各々の主体がその目的を共有して事業を進めます。

### 【役割分担の明確化】

- ・行政は、個人やコミュニティで解決できない時の役割を担い、またNPO・市民活動団体が担う公益活動はNPO・市民活動団体に任せ、行政とNPO・市民活動の活動領域の役割分担を明確にしながら、新しい時代のニーズに合った公共サービスの提供を目指します。また、「馴れ合い」に陥らない節度ある時限性を持った協働関係を築きます。

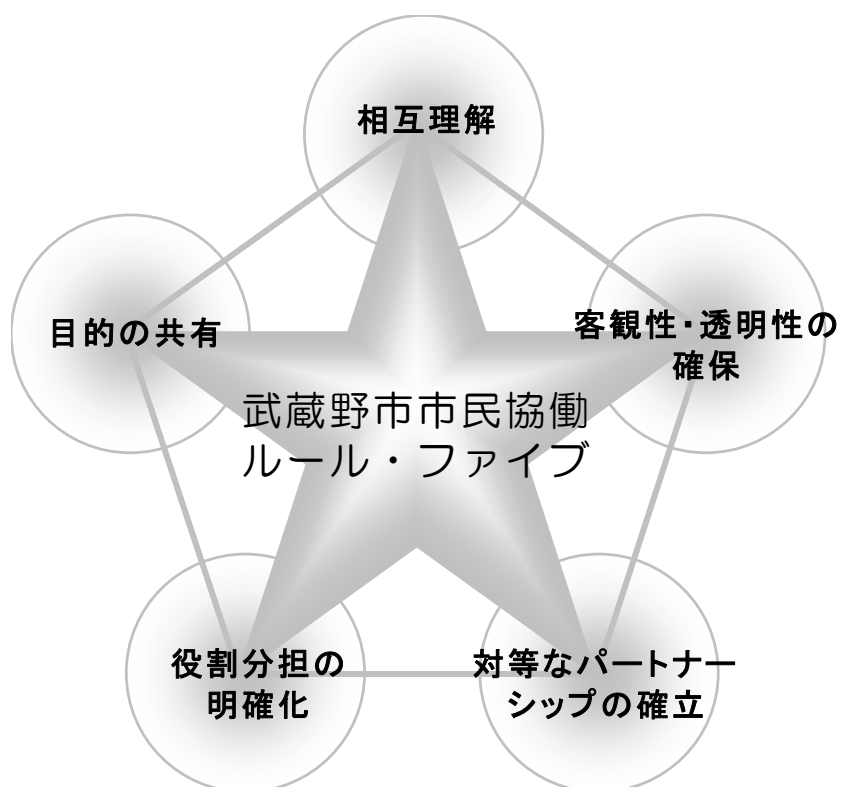
### 【対等なパートナーシップの確立】

- ・協働事業の実施にあたっては、資源を提供する行政と、協働して運用を図る民間団体の、それぞれの使命と役割をわきまえ、対等なパートナーとして、相互に納得できる協力関係を構築して、事業の円滑な運営を目指します。

### 【客観性・透明性の確保】

- ・協働事業の実施基準を明確にするなど、協働事業の内容、手続き、結果などについて客観性・透明性を確保します。また、協働事業の企画や募集、実行経過についても、幅広く情報の提供を行い、政策形成や執行過程における説明責任を果たすなど、情報の公開に努めます。

### <武蔵野市市民協働ルール・ファイブ>



## 第4章 NPO・市民活動の促進に関する武蔵野市の基本的な施策

NPO・市民活動の促進にあたっては、団体の活動方針や活動内容等に沿った支援策を選ぶよう、下記に示す施策の方向性に則った多様な支援策を実施していきます。なお、支援策の実行にあたっての優先順位は、下記のような実施区分とします。

- A…すでに実施されている事業で、今後も継続・充実する事業
- B…計画期間内（平成19年度～23年度）に新たに優先的に検討・実施予定の事業
- C…計画期間内（平成19年度～23年度）に、検討・研究課題とする事業

### 1 NPO・市民活動への参加の促進

■NPO・市民活動団体の活動促進のためには、人材の確保・活性化が大切です。しかし、NPO・市民活動を行う側の情報発信不足と、NPO・市民活動に対する社会全体の理解不足から、市民公益活動の意義等が十分に理解されているとは言えません。そこでまず、多くの市民が活動に参加するためのきっかけや参加意向のある人材の活性化、そして相互の交流を図るための場や機会の提供を通じた、NPO・市民活動団体の活動のための支援策を講じていきます。

#### (1) 施策の方向性

##### 【参加のきっかけづくり】

- ・NPO団体等の活動内容等をホームページで紹介するなど、NPO・市民活動の内容を多くの市民に知ってもらい、活動へ気軽に参加できるきっかけをつくり、人材確保に繋がる取組を進めます。

##### 【参加する人材の活性化】

- ・市民に対して、NPO・市民活動に関する専門知識を学べる講座を開催し、地域活動を担う人材の活性化を進めます。また、ボランティアセンター武蔵野では児童、生徒、学生を対象に体験等を通してボランティア教育を行っていますが、このような、活動に興味をもってもらうための取組も進めます。

##### 【活動の輪を広げる仕組みづくり】

- ・さらに、今後団塊の世代が退職の時期を迎えますが、この世代の方々にはNPO・市民活動が発展していく上で重要な役割を果たすと思われます。これらの方々を含め、広く市民が、既存の団体の活動に積極的に参加したり、新たに活動を始めたりできるような仕組みづくりを進めます。

## (2) 具体的支援策

支援策案	具体的内容	優先順位
HP による NPO の紹介	市に登録してある NPO の活動内容などを市のホームページに掲載する。 (武蔵野市事業)	A
HP による情報提供、 広報の発行	HP で最新のボランティア情報を発信する。広報を発行し、公共施設以外に医療機関やコンビニエンスストアなどに設置する。 (ボランティアセンター武蔵野事業) (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
お父さんお帰りなさいパーティー	定年を迎える年代層の主に男性のため、地域での活動に参加するきっかけをつくる。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
小中学校、大学と連携したボランティア教育	小中学生にボランティア体験の場を提供したり、大学生・大学職員を中心にネットワークを形成し、連携して活動(車椅子バスケット教室等)を行う。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
ボランティアコーディネーター養成講座	事務局の業務を補助する人材を育成し、市民活動の支援とボランティアのきっかけをつくる。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
協働講座	ボランティア団体と協働でボランティア活動の推進を行う。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
NPO 活動に関する専門知識を学ぶ講座の開催(市民向け)	地域貢献活動に意欲のある市民に対して、地域活動を始めるための知識や具体的な活動(子育て・防災・緑化等)に関する専門知識を学ぶ講座を開催することで、人材の活性化を図る。	B

## 2 NPO・市民活動の活性化

■NPO・市民活動団体の中には、組織や運営基盤が十分でなく、そのことが活動の発展を阻害しているケースも少なくありません。そこで、各団体の活動の発展や、団体相互の情報交換・連携等を進めるための環境作りを通じた、NPO・市民活動団体の活動活性化のための支援策を講じていきます。

### (1) 施策の方向性

#### 【事業運営等のノウハウに関する講座の開催】

・NPO 活動の効果的な広報活動や事業運営に関する様々なノウハウを学ぶための講座を開催することで、NPO 活動活性化の基盤ともなる、活動に参加する人々のスキルアップ、NPO 団体等の情報発信力や事業運営力の向上を図ります。

#### 【人材登録・派遣事業】

・NPO 活動を行っていく上で、予算の立て方、組織のマネジメントなど活動組織の事務処理や運営能力が必要になりますが、専門的な知識を得るのは難しく、専門的な立場からのアドバイスも必要とされています。そこで、さまざまな分野において専門知識を持った市民を幅広く募集し、その専門知識を必要としている NPO 団体に派遣することも検討していきます。

#### 【中間支援組織\*の設立サポート】

・NPO 活動の立ち上げ段階や活動を活性化する段階においては、行政や地域、他の NPO 団体との情報交換や連携関係を構築するための場や機会が必要となります。そこで、それらをつなぐネットワーク的な機能やコーディネート機能をもつ中間支援組織の設立をサポートし、NPO 活動への市民参加を促進します。

#### 【IT活用による活動支援】

・NPO 市民活動支援インターネットサイトを開設することにより、NPO 活動やイベント情報を IT サイトに集約し、このサイトを中心に市民・NPO 団体・行政・その他関連機関を電子的にネットワーク化します。NPO 団体が自分たちの活動情報をタイムリーに発信でき、市民もこのサイトから情報を取得するとともに、掲示板機能等により自らも情報発信や活動参画が出来るシステムを目指します。

---

\* 中間支援組織

本計画では、NPO・市民活動に対し、情報提供や講座の開催、相談・助言などの支援活動を行っている非営利の民間組織を指します。

## 2) 具体的支援策

支援策案	具体的内容	優先順位
NPO 活動促進講座	NPO・市民活動団体が活動していく上で、多くの団体の悩みとなっている資金調達と事業運営のノウハウを学ぶ講座を開催する。 (武蔵野市事業)	A
効果的チラシの作り方講座	団体の PR 活動のスキルアップを支援するための講座等を開催する。 (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
パソコン指導者養成講座	自分自身のパソコンスキルの向上に加え、習得したスキルを地域に還元する指導者を育成する。 (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
専門知識等を有する者の登録・派遣事業	税務・社会保険等の分野の専門家を「アドバイザー」として派遣する(税理士と社会保険労務士)。また、NPO 団体の“助っ人”、講師、師匠となる市民に登録してもらい、コーディネーターが希望する団体に紹介する。	B
行政との協働事業推進に関するアドバイザー派遣事業	NPO が行政との協働を進めようとする際に、行政システムなどについて説明するプログラム・オフィサーを無料で派遣する。	B
中間支援組織設立のサポート	市民、市民活動団体などを相互に媒介し連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報やスキル・ノウハウなどの提供、政策提言を行う組織の設立をサポートする。	B
活動拠点の設置による情報交流・提供、相談・コーディネート	市民活動団体のメンバーが自由に使用できる場所を設置し、情報交流・提供、相談・コーディネートを行う。	B
NPO 市民活動支援サイト	NPO 活動やイベント情報などをタイムリーに発信できる NPO 市民活動支援サイトを開設し、市民・NPO 団体・行政・その他関連機関を電子的にネットワーク化する。	B

### 3 活動助成制度の充実

■NPO・市民活動団体がその活動を維持・発展させていくためには、財政面での安定性が必要となります。これらの団体に対する経済的な支援の方法に関しては、多くの自治体で様々な方策が講じられていますが、それら先行事例も幅広く検討した結果、武蔵野市においては、「自立促進型の支援」という基本姿勢に基づいた方向性での補助金制度の充実を図っていくと同時に、新たな助成制度等の検討や民間の助成制度に関する情報の収集・提供を通じた、NPO・市民活動団体の活動のための「武蔵野市らしい」支援策を講じていきます。

#### (1) 施策の方向性

##### 【補助金制度の充実】

- ・武蔵野市には現在でも、NPO 団体や男女共同参画団体等に対する様々な補助金制度がありますが、これら従来の補助金制度に関しては、補助金総額の拡充をはじめとして、継続性がないことによる利用のしにくさ、補助金額が各団体同一で活動の発展段階や活動内容が配慮されていないことによる利用のしにくさ、また使途が限定されていることによる利用のしにくさ等が課題として指摘されています。
- ・そこで補助金制度の拡充に関しては、各団体の自立促進に資するという目的を果たすものであるという視点を基本として、補助金総額の方向性（1 件当たりの補助金額を増額するのか、それとも補助対象団体数を増やすのか）、補助対象（運営費に限るのか、それとも事業費まで含めるのか）、さらに市の様々な補助金制度の統合・見直し、といった点を総合的に検討します。

##### 【NPO・市民活動支援基金（「むさしのNPO夢ファンド」仮称）設立の検討】

- ・市民や企業の寄付と、市からの拠出金を基金として積み立てて財源とし、NPO が自分の事業を PR して、必要と認められた場合、基金から資金を受け取る仕組みづくりを検討します。
- ・その際、行政としては、市民や企業が寄付をしやすい環境づくりを行うことや寄付文化の醸成、NPO が市民に活動を PR するにあたってのルール作りを行うとともに、既存の補助金制度を移行・統合することも検討します。
- ・また、運用にあたっては、市民・企業などからの寄付金と同額を市の拠出金とする“マッチングギフト方式”とする検討も行います。

##### 【NPO・市民活動団体からの事業提案に対する助成制度の検討】

- ・NPO が行政と協働したい事業を企画・提案したものの中から、行政が審査の上、事業化する企画を決定し、その企画を提案した団体に対して助成金を交付し、事業化する仕組みづくりを検討します。

**【融資（金融機関が取り扱う）制度の情報提供】**

- ・金融機関が取り扱っている、NPO等を対象とした融資制度等に関して、積極的に情報提供を行っていきます。ある程度自己資金や活動資金がある団体には有効な支援と思われ、また一定の条件が求められる補助金申請や助成金申請より利用しやすいと考えられます。

**【民間の助成制度の情報提供】**

- ・「武蔵野市民社会福祉協議会」ホームページなどで民間助成事業の一覧を公開していますが、十分に周知されていないと考えられることから、NPOにこれらの情報を周知することが必要です。

**(2) 具体的支援策**

支援策案	具体的内容	優先順位
特定非営利活動法人支援事業	武蔵野市内に事務所を置くNPO法人を対象として、講演会等の開催、調査等の事業に補助金を交付する（平成18年度時点 1団体1事業、上限10万円）。 （武蔵野市事業）	A
男女共同参画推進団体活動補助金	武蔵野市男女共同参画推進団体登録をしている団体を対象として、男女共同参画社会実現に関する諸問題をテーマにした研究会・講演会の開催や公共機関が主催する研究会等への参加、研究・調査事業に補助金を交付する（原則、1団体各年度1回、上限5万円）。 （武蔵野市事業）	A
ボランティア・市民活動団体助成	武蔵野市民社会福祉協議会・ボランティアセンター武蔵野活動会員として登録している団体を対象に、武蔵野市民を対象に行われる福祉活動に対して補助金を交付する（1事業につき上限20万円）。 （武蔵野市民社会福祉協議会事業）	A
法人市民税の均等割額の減免	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が、所定の手続きにより市長に申請した場合、法人市民税の均等割額を減免する（平成10年12月1日条例施行）。 （武蔵野市事業）	A
NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募	市が、NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募し、審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して報奨金（企画提案料）を交付。企画は次年度に事業化（予算化）して実施する。	B
NPO・市民活動団体に対する融資制度の情報提供	金融機関が、NPO・市民活動団体に対して、運転資金や設備資金を、担保の有無等により融資を行う情報などを提供する。	B



支援策案	具体的内容	優先順位
活動の成長過程（始業期・成長期）に応じた補助金	始業期支援、成長期支援等、活動の成長段階に応じて補助金を交付する。始業期においては、団体の自立促進に効果的であると思われる事業を対象とし、成長期においては、団体の資質向上に効果的かつ市民にも効果的であると思われる事業に補助を行う。	C
行政の拠出金と市民・企業などからの寄付金を原資とするファンド（基金）の設立	市の拠出金と市民・企業などからの寄付金を原資とするファンド（基金）を設置・運営し、一定年限助成する。また、市民・企業などからの寄付金と同額を市の拠出金とする“マッチングギフト方式”での運用も検討する。	C

## 4 活動拠点の整備

■新たに活動を開始しようとする NPO・市民活動団体はもとより、多くの NPO・市民活動団体にとって、会議や打合せの場、そして活動に必要な機材等の確保は大きな課題となっています。そこで、多様な機能をもった活動拠点を早急に整備することにより、NPO・市民活動団体の活動を支援していきます。

### (1) 施策の方向性

#### 【NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備】

- ・「NPO・市民活動の促進のために必要である」と、NPO・市民活動団体から強い要望のある活動拠点の整備を早急に進めます。具体的には、NPO 活動に関する情報交流・提供、相談、NPO 団体と様々な主体間とのコーディネート等の機能を有する拠点整備を進めます。
- ・なお、本格的な活動拠点の整備に時間を要する場合は、一部の拠点機能に特化して、過渡的・つなぎ的に活動できる拠点の整備を検討します。

#### 《施設の条件》

##### 立地

・現在活動している NPO 等は、専従スタッフが専門的に活動しているケースは少なく、多くの場合が本業を別に持った兼業のスタッフが平日夜間・土曜日を利用して NPO 活動を行っているのが現状です。そのため、利用者に便利な活動場所として次のような立地条件が望ましいと考えられます。

- ①鉄道（JR）の駅から近く、仕事帰りや他の地域からのスタッフも利用しやすい場所。
- ②作業や活動に必要な資材・荷物など搬送用車両のために、駐車場（1～2 台分）の確保ができる場所。
- ③夜間・休日の利用ができる（他の施設に迷惑をかけない）施設として、独立または区分されている場所。

##### 利用時間・曜日

・NPO 等の活動が平日の夜間や土日に多いため、開館日や時間についても次のような条件が望ましいと考えられます。

- ①開館・閉館時間は NPO 等の利用者が使用しやすい時間帯に設定する。
- ②土・日曜日や祝日は、NPO 等の利用者のため開館する。
- ③設備点検などのメンテナンスや定期清掃などを行うため、月 1～2 回程度の定期的な休館日が望ましい。

## 《活動拠点の機能》

～NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の活動を7つの機能に分類～

### 会議・作業・事務機能スペース、機器の提供機能

- ・多くの NPO・市民活動団体では、資金不足などから会議や打合せを行うスペース、印刷・製本などの作業スペースの確保に苦勞しているため、安価で貸し出しできる会議・作業スペースと同時に、印刷機やプロジェクター等の機材の提供も求められています。また、施設を利用する NPO・市民活動団体の用具・書類を保管するための貸し出し用ロッカーや情報交換・郵便物の収納のためのレターケースの整備も望まれます。

### 情報の収集・提供・蓄積・編集・発信機能

- ・個別の活動を行っている NPO・市民活動団体にとって必要な情報は様々ですが、全ての団体に共通する助成金情報やマネジメント研修講座の情報から、その団体の活動分野や使命（ミッション）関係の法律から先進事例までの専門的な情報などをタイムリーに入手できる機能が求められます。また、市民側にとっても多種多様な NPO・市民活動団体の活動情報やサービス情報、各団体への入会・メンバー募集情報も効果的です。
- ・また、これらの情報を蓄積し、編集する機能も必要です。
- ・さらに、各団体発行のチラシやパンフレット類も情報の一部であるため、パンフレットスタンドが必要です。
- ・そして今後は、電子媒体の情報が主流になっていくため、大量の情報処理に対応できる機能を構築しておく必要もあります。

### 協働コーディネート機能

- ・行政課題の解決のために NPO 等と行政の協働（パートナーシップやコラボレーション）は重要であり、NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の重要な機能の一つと言え、行政と団体を繋ぐコーディネーターはとても重要な役目になります。具体的には、市の担当者と NPO・市民活動団体との懇談会を企画したり、協働のための仕掛けづくりを行います。

### ネットワーキング機能

- ・個人や NPO・市民活動団体相互の交流が自然に出来るような空間や情報交換の場が必要となります。そのため、市民個人も気軽に立ち寄れるようなサロンなどの運営や各種情報の収集・提供や入手のし易さなどの工夫が必要になります。

### 地域資源の発掘・開発・仲介機能

- ・地域における NPO・市民活動団体の支援のための資源開発は重要な役割になります。そのため、地域におけるサポート資源提供システムなどを構築し、地域の新しい人材を発掘し NPO・市民活動団体への参加が促進できる機能が求められます。

- ・地域における民間非営利活動団体などの支援のための資源開発は重要な役割になります。そのため、サポート資源提供システムなどを構築し、新しい人材を発掘し市民活動・民間非営利活動団体などへ導入できる機能が求められます。

#### 相談・コンサルティング機能

- ・NPO 法人化の相談は、基本的に東京都が専門窓口を設置して対応している領域ですが、NPO・市民活動サポートセンター（仮称）でも組織の運営の仕方などについての相談・コンサルティング業務が求められます。そのため、担当者として、経験豊富な市民活動の専門家が行うことが望ましいと考えられます。

#### マネジメント支援機能

- ・資金不足や、人材が集まらないなどという問題は、団体のマネジメントが不十分であることに原因があると考えられます。そのため、NPO・市民活動団体の経営やマネジメントに関するノウハウやスキルを高めるための講演会・研修会などを定期的に実施し、NPO・市民活動団体のマネジメント面での支援を行うことが求められています。

## (2) 具体的支援策

支援策例	具体的内容	優先順位
NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備	<p>利便性の高い立地、利用しやすい開館・閉館時間等に配慮した活動拠点を設置。設置にあたっては、新規施設としての設置と既存施設の活用の両面から検討する。なお、拠点機能として必要な機能としては下記の7点を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会議・作業スペース、機器の提供</li> <li>②情報の収集・提供・蓄積・編集・発信</li> <li>③協働コーディネート</li> <li>④ネットワーキング</li> <li>⑤地域資源の発掘・開発・仲介</li> <li>⑥相談・コンサルティング</li> <li>⑦マネジメント支援</li> </ul>	B

## 5 協働の推進

■NPO・市民活動団体がそれぞれの専門性や先駆性等を生かしつつ、行政やコミュニティ協議会や大学、企業、そして団体同士が協働していくことにより、その活動は、地域社会のニーズ・課題に対応したものとして、より活性化することが期待されます。そこで、行政との協働の推進のためのルール作りや協働を推進するためのネットワーク作りを通じた、NPO・市民活動団体の活動のための支援策を講じていきます。

### (1) 施策の方向性

#### 【多様な協働事業の推進】

- ・NPO・市民活動団体と市との協働事業は、平成17年度は15課62事業でしたが、平成18年度には17課74事業と着実に増加しています。今後、前述の「第3章 NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢」に基づき、従来の協働事業を見直し、更なる推進を図っていきます。併せて、市の各種事業の企画立案・実施体制への市民参加と協働の可能性の検討を進めます。
- ・特に協働事業の中で大きなウェイトを占める委託事業に関しては、協働という名の下でのコスト面重視の安易な下請けや、特定のNPO・市民活動団体に偏った契約にならないよう留意し、委託における客観性・透明性の確保や、効果的・効率的な事業運営方法等に関しても、NPO・市民活動団体と共に検討していきます。

#### 【協働推進ネットワークの構築】

- ・協働の推進を行うには、行政とNPO・市民活動団体との協働のみならず、NPO・市民活動団体とコミュニティ協議会との協働、大学とNPO・市民活動団体との協働、企業とNPO・市民活動団体との協働も視野に入れます。
- ・特に武蔵野市では、これまで地域コミュニティの拠点として蓄積のあるコミュニティセンターも活かし、これらのコミュニティ活動とNPO・市民活動団体が重層的で拡がりのある協働事業のネットワークを形成していくことを目指します。
- ・また、多様な協働の在り方を展開するために、NPO・市民活動を支援する活動を展開している「ボランティアセンター武蔵野」や「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」など既存の組織や地域の間支援組織とのネットワークづくりを、NPO・市民活動団体とともに進めます。

#### 【事業提案に対する助成制度の検討（再掲）】

- ・NPO・市民活動団体が行政と協働したい事業を企画し、行政に対して提案を行う新しい助成制度を検討します。行政側は審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して助成金を交付し、企画は事業化して遂行します。「行政との協働」に、委託や補助金以外の選択肢を作ることができ、NPO・市民活動団体はより公益性の高い事業を展開することができます。

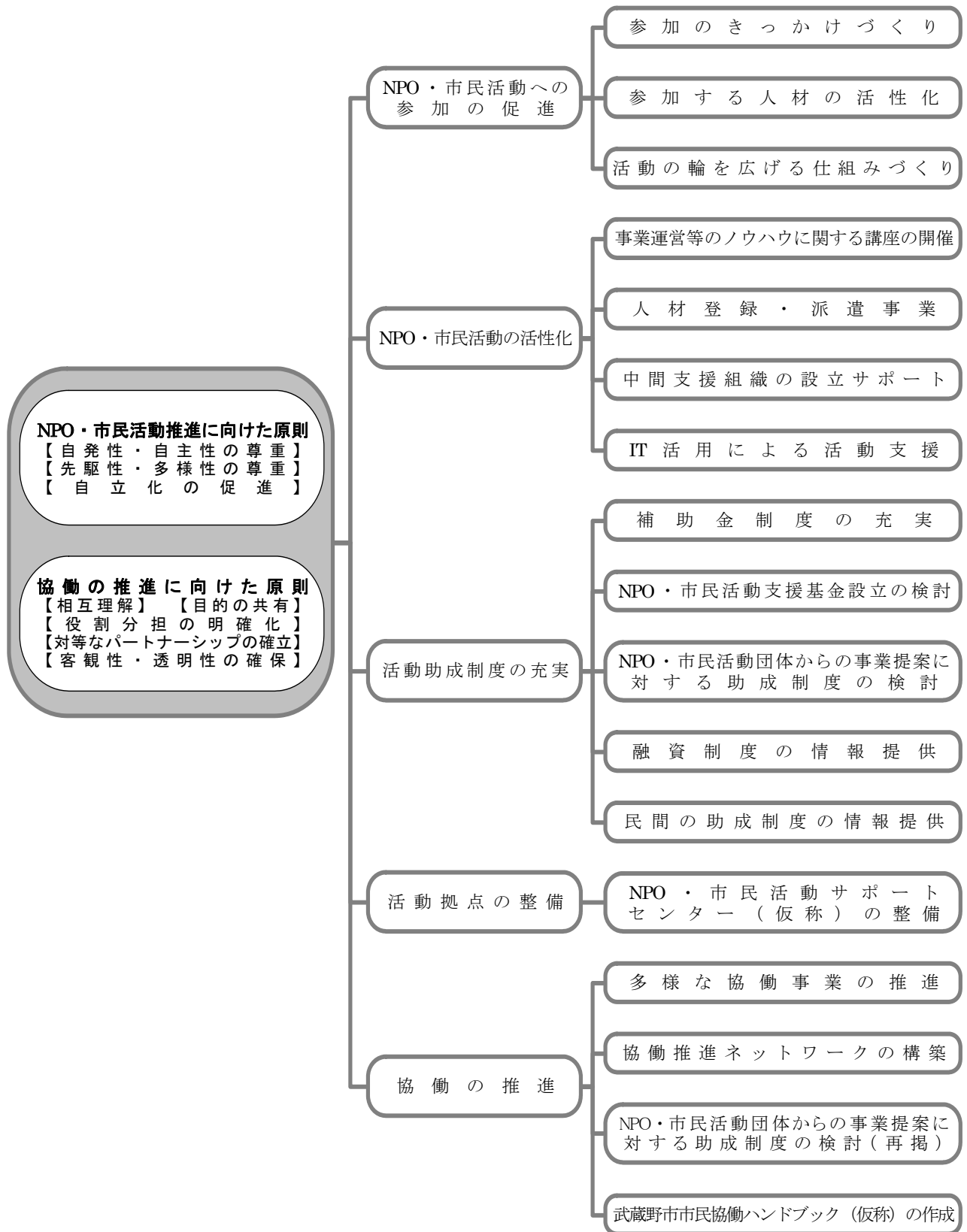
### 【武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）の作成】

- ・今後の課題として、行政と NPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関して協働を進めるにあたってのルールや手続きなどを定めた具体的なハンドブック（指針・手引き）を作成します。
- ・このルールを決めるにあたっては、行政と NPO・市民活動を行う団体を含めたハンドブック（もしくはガイドライン）作成委員会を設置して、協働で作成を進めます。

## （２）具体的支援策

支援策例	具体的内容	優先順位
NPO 自らが企画した、行政と協働したい事業を公募（再掲）	市が、NPO・市民活動団体自らが企画した、行政と協働したい事業を公募し、審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して報奨金（企画提案料）を交付。企画は次年度に事業化（予算化）して実施する。	B
協働推進ネットワークの構築	NPO・市民活動を支援する活動を展開している既存組織や地域の中間支援組織とのネットワークを構築し、多様な協働の在り方を展開する体制づくりを進める。	B
武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）の作成	行政と NPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関する実務面でのハンドブック（指針・手引き）を作成する。	B

## <施策の体系>



## 第5章 NPO・市民活動の促進に向けて

第4章で掲げたNPO・市民活動の促進に関する様々な施策を推進するために、基盤整備として、次のような取組の検討を行います。

### 1 市職員の意識改革と各種事業の企画立案・実施体制の見直し

- 新しい公共サービスの提供に向けて、NPO・市民活動を促進し、NPO・市民活動団体との協働を進めるためには、職員一人ひとりが、NPOや協働についての認識を高める必要があります。
- そのため、市職員の意識改革に向けて、協働の推進に取り込むために必要な手法習得のための研修や、NPO・市民活動団体との合同研修や現場研修など、ともに汗をかくことによる理解促進等も検討していきます。
- さらに協働の推進のためには、個々の市職員の意識改革だけに止まるのではなく、システムとして、市の各種事業の企画立案の仕組みや実施の仕組み全体を見直すことも必要です。
- 具体的には、市の事業に、協働によって進められるものがないか、行政本来の仕事の在り方を見直すとともに、協働の相手となる適切な団体があるのか等、NPO・市民活動を行う団体の実態把握を行い、協働を推進するための検討を進めます。

### 2 庁内推進体制の整備

- NPO・市民活動団体と市との協働事業は、平成17年度は15課62事業でしたが、平成18年度には17課74事業と着実に増加しています。しかし、これまでの協働は、様々な行政分野において、担当各課の事業展開の中でそれぞれ個別に独自の取組を進めてきました。今後は、本計画で定めた「NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則」ならびに「協働の推進に向けた基本姿勢と原則」に則った協働の推進を、全庁的に取り組んでいく必要があります。
- そこで、共通の理解と方針に基づいた、NPO・市民活動の促進ならびに協働の推進を進めていくための組織横断的な調整組織を設置し、担当各課で取り込まれる協働事業の情報収集や、協働事業間の連携・調整、協働事業の成果に関する情報共有等を行っていきます。
- さらに、行政との協働を希望したり模索したりしているNPO・市民活動団体にもわかりやすいように、ワンストップで相談・対応できるような協働の窓口の設置を検討します。



### 3 市民自治とNPO・市民活動の責任

- 市民自治とは、市民自らが、自らのまちを、自らの手で作り上げていくのが本来の姿です。そのためには、まちづくりの「主役」として、市民一人ひとりが武蔵野市の課題と将来を真剣に考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を高める必要があります。
- 市民がNPO・市民活動などに参加し、地域の課題や社会的課題の解決に向けた責任ある取組を進めることで、市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、新しい公共的サービスの担い手にもなることができ、市民自治のさらなる充実を期待することができます。
- NPO・市民活動団体が行政などとの協働事業を進めるにあたっては、役割分担などの協働のルールを定め、事業のプロセスと結果に関して相互に責任を負うこととなります。そのため、NPO・市民活動団体自身がマネジメント能力を高め、社会的責任を果たすことが求められます。

### 4 協働事業を評価・検証する仕組みづくり

- 行政とNPO・市民活動との協働事業は、サービスを受ける武蔵野市民にとってより効果的・効率的な取組であるよう、事業や団体の客観性・透明性が強く求められます。従って実施後の協働事業についても評価・検証し、協働事業がより良い方向へと進むような仕組みを検討します。

### 5 「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」の作成

- 行政とNPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関するルールや具体的な仕組みをとりまとめた「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」を作成します。
- また、検討の体制としては、行政とNPO・市民活動団体等が協働して、作成委員会等を組織して議論していきます。

## 6 「市民協働スペース（仮称）」の整備

- 武蔵野市防災・安全センター（仮称）増築に伴い西棟 7 階を「市民との協働の場」と位置づけ、市民・NPO 等との協働・連携を図りながら事業を展開している職場の中から、市民活動センター、環境政策課、緑化環境センターが配置されることとなっています（「庁舎レイアウト方針」平成 18 年 5 月）。
- この新しく設置される「市民との協働の場」に、市との協働・連携を進める NPO・市民活動団体が相談・ミーティング・情報交換などができ、印刷機能や作業スペースも備えた「市民協働スペース（仮称）」を平成 19 年度中に整備します。
- 「市民協働スペース（仮称）」は、市役所庁舎内という立地特性を活かして、市民協働を円滑に推進するための機能を持つものと位置づけます。

## 資料1 NPO・市民活動団体との協働事業の具体例

◇ 平成18年度の、武蔵野市役所各課におけるNPO・市民活動団体との協働に関する分野別の具体的事業は下記の通りです。

### 1 保健・医療・福祉の増進

(平成18年8月現在)

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
声の市報制作・配布	市報の内容をテープに録音し、視覚障害者に配布する。	委託	視覚障害者対象の市報を制作するにあたり、日ごろから市内で同様のボランティア活動を行い、ノウハウを熟知している同団体に委託した。	朗読奉仕の会むさしの	広報課
団塊世代地域発見推進事業	平成19年には60歳を迎え始める団塊世代市民(S22～24生)に、改めて地元＝「地域」を意識してもらい、リタイア後に様々な地域活動や地域コミュニティ・ビジネスのキーパーソンとして活動できるようなきっかけ作りを行う。	委託	団塊世代市民の自主的な活動を側面的に支援することにより、市民による「団塊世代事業」が自然な形で自立的に推進されていくことを目的とする。	市民公益活動団体「DANKAIプロジェクト」	生活福祉課
テンミリオンハウス事業(川路さんち)	○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間1,000万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。 ○川路さんちでは、高齢者むけミニデイサービス(昼食提供含む)、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して季節の行事をはじめとしたイベントを実施している。	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	グループ「萩の会」	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
テンミリオンハウス事業（月見路）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○月見路では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して季節の行事をはじめとしたイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 日本アビリティーズ協会	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（関三倶楽部）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○関三倶楽部では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、緊急ショートステイを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 パーソナル・ケア吉祥寺	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（そ〜らの家）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○そ〜らの家では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	グループ萌黄	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
テンミリオンハウス事業（きんもくせい）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○きんもくせいでは、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 ワーカーズコープ	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（花時計）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○花時計は、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、世代間交流を目指し、子ども（乳幼児、小学生等）の利用も受け入れている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	ゆう 3	高齢者福祉課
武蔵野市高齢者地域生活支援事業	社会福祉法人等が、吉祥寺本町在宅支援センターにおいて、高齢者地域生活支援事業（デイサービス事業・緊急ショートステイ等）を実施することに対し、市が補助金を交付する。	補助・助成	高齢者福祉サービスの専門的な知識を持つ団体が、高齢者地域生活支援事業を実施することで、高齢者福祉の一層の増進を図ることができる。	NPO 法人 日本アビリティーズ協会	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
知的障害者移動介護従業者養成研修	<p>○東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定の認定を受け、知的障害者移動介護従業者の養成研修を行う。</p> <p>○目的：知的障害者は移動支援を得ることにより、広範な社会参加を実現することができる。この移動支援を行う従業者が不足している現状を改善するために、適切な支援を提供できる従業者を増やすことを目的とする。</p> <p>○内容：年2回養成研修会を開催（1回25名×2回）。規定の研修課程（講義14時間、実習6時間）修了者に対して修了証明書を交付する。研修修了者には、事業所に登録してもらい、知的障害者（児）のガイドヘルパーとして働く人を確保する。</p>	委託	恒常的に不足している知的障害者（児）移動介護従業者を養成し、働く意欲のある人を確保するため、市内の事業所で実績のある当該団体と協働することにより効果を上げることができる。	NPO 法人 サポートネット	障害者福祉課
視覚障害者移動介護従業者養成研修	<p>○東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定の認定を受け、視覚障害者移動介護従業者の養成研修を行う。</p> <p>○目的：視覚障害者の広範な社会参加を実現するために、適切な支援を提供できる従業者を増やすことを目的とする。</p> <p>○内容：年1回24名定員の養成研修を開催。規定の研修課程（講義11時間、演習10時間）修了者に対して修了証明書を交付する。研修修了者には、事業所に登録してもらい、視覚障害者のガイドヘルパーとして働く人を確保する。</p>	委託	恒常的に不足している視覚障害者移動介護従業者を養成し、働く意欲のある人を確保するため、市内の事業所で実績のある当該団体と協働することにより効果を上げることができる。	NPO 法人 サポートネット	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
精神障害者ホームヘルパー養成研修事業	ホームヘルパー1, 2級及び介護福祉士資格所持者に、精神障害に関する必要な知識、技能を研修することにより、精神障害者の生活をより豊かにするホームヘルパーを養成する。	委託	すでに実施している研修について、財政的な援助をすることにより、受講者個人の財政負担を軽減し、より多くの方が研修の目的を達成することができる。	NPO 法人 MEW	障害者福祉課
精神保健福祉啓発事業	こころのバリアフリーを地域で実現するため、講演会を開催し、一般市民・関係者が精神保健福祉について学ぶ。	委託	すでに市が実施している講演会について、地域で公私を問わず関係者が協働して、地域のこころのバリアフリー化に貢献する。市は、財政的な援助をすることにより、事業の目的を達成することができる。	精神障害者地域生活支援センターライフサポート MEW	障害者福祉課
精神障害者地域生活支援事業	地域で生活する精神障害者を対象に日常生活の支援及び精神障害者地域生活援助事業等の相談・助言、日常的な相談、地域交流活動の実施など行う。また、一般市民を対象にした精神障害者への理解を推進する事業を行うことにより、精神障害者の社会復帰と社会参加を図っている。	委託	社会復帰施設の運営等に要する経費の一部を補助することにより、精神障害者の地域生活における自立を促進することで事業の目的を達成することができる。	精神障害者地域生活支援センターライフサポート MEW	障害者福祉課
地域活動促進事業（文化活動）委託	○地域の身体及び知的障害者を対象とし、文化活動（絵画・押し花・読書・ミニコンサート等）を行う。 ○活動は毎月第1・3土曜日の午前9時から14時、武蔵野市市民会館で行っている	委託	身体及び知的障害者を対象とした文化活動を行うには、高度の専門性が必要なため、専門の技術とノウハウを持つ団体に委託して行う。	ふれあいくらぶ	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
地域活動促進事業（スポーツ活動）委託	学校週5日制対策として、就学児及び未就学児の知的発達障害者を対象とし、スポーツ活動（水泳）を行う。活動は毎月第2・4土曜日の午前9時から11時、武蔵野市温水プール又は武蔵野市立第四中学校プールで行っている。	委託	知的障害児を対象としたスポーツ活動（水泳）を行うには、高度の専門性が必要なため、専門の技術とノウハウを持つ団体に委託して行う。	武蔵野市障害児水泳クラブ いるか	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	○社会生活の中で生きる目的をもつ努力をするとともに利用者相互の助け合いと親睦を図り、協力して作業を行い社会福祉全体の発展に寄与することを目的とし、以下の作業内容である。 作業…手提紙袋の加工 訓練・研修…宿泊徒歩訓練、日帰り徒歩訓練の実施。講演・映画・文化施設見学等の社会教養訓練 福祉団体主催の各種行事への参加	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	いずみ作業所	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	○障害者が相互に協力し各自が働くことに生き甲斐を感じ人のために進んで奉仕できる。社会生活の中で自信をもち、社会参加ができる。所員相互の研修と親睦を図り、仕事をするのがリハビリとなることを目的とし、以下の作業内容となっている。 ・宿泊訓練及び徒歩訓練を行い、市の行事、福祉関係のイベント等に参加。 ・ショッピング紙袋の作成。	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	ひまわり作業所	障害者福祉課



事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
心身障害者通所授産事業	自閉的傾向を持つ知的障害者で雇用されることが困難な者が通所することで、自活に必要な訓練を行い、職業を与え自立を援助することを目的としている。作業内容としては、利用者の状況に応じた作業となるよう工夫し、作業能力及び作業意欲を引き出し働く喜びを知ることができるよう指導する。主に、ダイレクトメールの封入・発送事務、健康食品のサンプル封入作業、児童雑誌の付録製作等行っている。	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	ゆーあい第一作業所	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	障害を持つ学齢期の子ども達が地域の仲間とともに豊かな放課後を過ごしながら社会性と自立を育むことを目指している。活動内容としては、お絵描き、粘土、工作、トランポリン、音楽などの遊びを通じて自立性、創造性、集中力を養いおやつの時間、公園遊び、遠足を通じて社会性、身辺自立を育て充実した時間を過ごす。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	むらさき育成会むくむく	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	障害を持つ学齢期の子ども達が地域の仲間とともに豊かな放課後を過ごしながら社会性と自立を育むことを目指している。活動内容としては、「音楽療法おたまじゃくし」でリズム・ダンス・楽器演奏・歌などを通して子ども達の感性や運動機能の全てを刺激し、喜びや満足、達成感を得る。また、情緒安定・自己表現の向上・コミュニケーションの幅を広げる。「造形教室」では、描く・造る・塗ることでの自己表現・対象物への観察力・集中力を養いながら楽しめる力を身につけていく。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	むらさき育成会おたまじゃくし・造形教室	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
心身障害者通所授産事業	発達遅滞及び自閉的傾向の障害者(児)の通所訓練の一環としてさをり織りを中心に染色・園芸・お菓子作り等個別指導を取り入れ、各自の能力と自立を高めるとともに集団生活への適応と仲間作りの場としている。またアトリエの創作活動に社会人・地域の小学生を招き、一緒に交流することで心身障害者の良き理解者となってもらえるようボランティア育成の場としている。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	アトリエ銀木星	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	養護学校等卒業後、企業、作業所、通所訓練、入所施設、高等教育の集団への適応力を身につけることを支援し、余暇活動としてライブハウスで演奏を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症児を対象とした認知発達援助とその保護者へのカウンセリング</li> <li>・障害児を対象とした芸術療法(歌・動き・造形・打楽器)</li> <li>・在宅メンバーや高機能自閉症・アスペルガー障害のメンバーを対象とした心のケア</li> </ul>	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	ウノドス発達支援研究所	障害者福祉課
精神障害者共同作業所通所訓練事業	施設利用者に地域生活の一場面として時と場所を提供し、社会活動への参加や社会復帰への自信回復を促進する援助を行い、施設内外での活動を通じて、周辺地域へ精神障害に関する正しい知識や理解が得られるようにPRしていく。作業内容としては、リサイクルショップの運営、公園清掃、下請作業(ビニール袋たたみ・封入・情報誌配布)、印刷・コピー、自主製品の製作と販売等。	補助・助成	回復途上にある精神障害者を対象に通所訓練事業を実施する共同作業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、地域における在宅精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図ることを目的とする。	ワークショップ MEW	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
精神障害者共同作業所 通所訓練事業	就労支援を希望する精神障害者に必要な支援を行うことを目的とする。作業内容としては、パソコン（表計算・文字入力）技術の習得、外部での就労を目指して行われるSST、精神障害者に関する情報・法制度等の勉強会等。	補助・助成	回復途上にある精神障害者を対象に通所訓練事業を実施する共同作業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、地域における在宅精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図ることを目的とする。	就労支援センターMEW	障害者福祉課
精神障害者地域生活援助事業	グループホームで在宅生活をすることにより、世話人の支援を受けて、生活力を身につけ、自立と社会参加を図る。	補助・助成	精神障害者の社会復帰施設の運営実績のある NPO 法人に財政援助することにより、事業の目的を達成することができる。	NPO 法人 MEW	障害者福祉課
生活支援ネットワーク 会議	ケース検討などを通じて、相談支援業務関係者相互の情報交換などを行う。	情報提供・ 情報交換	市内で障害者の相談支援業務に関係する者が集まり、情報交換、勉強会、研修などを行い、スムーズな連携と相談業務のレベルアップを図る。	地域生活支援センター びーと ライフサポート MEW	障害者福祉課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことによりこれらの家庭の福祉を増進することを目的とする。	委託	子育て SOS 支援センターでは派遣ヘルパーの育成、登録、コーディネート等の管理は困難であるため、子育て支援事業の実績のある事業者へ委託している。また、子育て支援ネットワーク内で情報交換を実施し、要保護児童の早期発見、早期対応を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ NPO 法人 ワーカーズど んぐり	子ども家庭課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
障害者サービス事業	武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日）に基づき、武蔵野市立図書館身体障害者サービスを実施するために、円滑な運用を図ることを目的とする。サービス事業として、以下を行う。 1) 録音図書の貸出 2) 対面朗読	事業協力	週刊誌や新聞などの情報テープ、利用者が必要とするパンフレットや、資料の朗読録音、対面朗読サービスを支援・協力。	武蔵野市立図書館朗読奉仕の会	図書館
障害者サービス事業	武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日）と武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領（昭和58年9月1日）に基づき、身体障害者への円滑なサービスを実施・運用。 1) 点字訳資料の作成	事業協力	利用者が必要とするパンフレットや資料などの点字訳サービスへの支援・協力。	六実会	図書館

## 2 社会教育の推進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
モーニングコンサート	日頃、子育てに追われて、自分の楽しみを享受する機会を得にくい母親・父親を対象に、コンサートを楽しんで頂く間の託児を、NPO法人に委託する。	委託	託児を、専門技術を有する団体に委託する。	NPO法人 保育サービス ひまわりママ	生涯学習スポーツ課
土曜学校 世界を知る会	世界の文化を知ると共に、自分たちの地域の文化を発見し、発信することを目的として、小学4～6年生を対象として実施する土曜学校「世界を知る会」において、フィリピンの小学生との、国際テレビ会議システムやビデオレターの交換による交流などを行う。	事業協力	自分たちの地域の文化を発信する体験を行うにあたり、フィリピンにおける種々のボランティアの活動実績があり、地域の事情や文化交流に精通しているNPO団体に、事業協力を求める。	NPO法人 Action	生涯学習スポーツ課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
文庫活動助成事業	図書館と共催で読書に関する講演会・講座を実施。	共催	文庫連絡会員相互の交流を深め、また、一般市民に文庫及び文庫連絡会の活動への理解を深めてもらうため。	武蔵野市文庫連絡会	図書館

### 3 まちづくりの増進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
市民と市長のタウンミーティング	<p>○市民が自らのまちを自らの手で創りあげていく市民自治の基本に立ち、市民と行政が一緒にまちづくりを進めていくプロセスを大切にしたいと考えています。</p> <p>○そのひとつの手法として、市民と行政が「同じ目線」、「双方向」で地域の課題や市政全般について率直に意見交換を行う場として、「市民と市長のタウンミーティング」を開催しています。</p> <p>○この会は、地域のまちづくりの拠点であるコミュニティセンターを会場として、市とコミュニティ協議会が会の企画・運営方法について協議し、協働して開催するもので、原則として議会月を除く年8回開催し、2年間で市内のコミュニティセンターを一巡する予定です。</p>	共催		各コミュニティ協議会	市民活動センター
地区計画策定助成事業	地区計画は、市民が主体となって定めていく都市計画であり、専門知識が不可欠であるため、専門家派遣の費用を助成する。	補助・助成	地区計画の作成を試みる市民団体等を支援するため。	未定	まちづくり推進課
まちづくり活動推進委員会（仮称）の設置	<p>○地域の力を活かしたまちづくりを推進していくため、「まちづくり活動推進委員会（仮称）」を設置する。同委員会は、学識経験者、実務者、市民等で構成し、まちづくり活動に参加するきっかけやノウハウを身に付けていくための具体的な推進プログラムを検討する。</p> <p>○まちづくり関連の市民団体からの委員が参加。</p>	企画立案への参加	今後の協働の取組を推進するためのプログラムを検討するため。	未定	まちづくり推進課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会	武蔵野に相応しい駅舎・駅前広場の建設及び武蔵境駅を中心とした南北一体のコミュニティの形成を図るため、都・市・鉄道事業者への要望・提案をするほか、まちづくりシンポジウムや市民募金など、さまざまな地域活動を行う。	実行委員会協議会	市民活動の成果を駅舎づくり等のまちづくりに反映する。	武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会	武蔵境開発事務所

#### 4 学術・文化・芸術・スポーツの振興

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
子育てママのスポーツ教室	日頃、子育てに追われてスポーツを行う機会の少ない母親を対象に、だれでも気軽にできるスポーツを楽しんで頂く間の託児を、NPO 法人に委託する。	委託	2歳以上未就学児を持つ母親に健康体操的なスポーツを楽しんで頂き、健康増進と参加者相互の交流の場とするため、専門技術を有する団体に託児を委託する。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	生涯学習スポーツ課
市民文化祭をはじめとした芸術・文化活動	市民生活をより豊かなものとする芸術鑑賞の機会を広く市民に提供し、また、市民自らが主体的に参加できる芸術活動を支援することを目的として、市民の芸術・文化活動の発表の場たる市民文化祭を中心として、市民の芸術・文化活動を支援する。	補助・助成	市民の主体的な芸術・文化活動を支援するため、市民が構成する芸術文化協会に補助を行う。	武蔵野市民芸術文化協会	生涯学習スポーツ課
音楽団体育成事業	武蔵野市民交響楽団の育成ならびに年間活動に対する助成事業。	補助・助成	市民の主体的な音楽活動を支援するため、市民が構成する市民交響楽団に補助を行う。	武蔵野市民交響楽団	生涯学習スポーツ課

## 5 環境保全

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
グリーンパートナー事業	環境配慮型経営に取り組む市内事業者等の支援を目的にグリーンパートナー事業届出制度を実施しており、届出に必要な環境行動計画の策定にかかる技術的なサポート業務をNPO法人に委託するもの。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	NPO 法人 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会	環境政策課
環境講座	環境省制定の環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の導入を検討する市内事業者のための講習で、運営を任せている。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	NPO 法人 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会	環境政策課
グリーンパートナー事業	環境配慮型経営に取り組む市内事業者等の支援を目的にグリーンパートナー事業届出制度を実施しており、届出事業者数の一層の拡大を図るため平成18年度より地域の商店街に出向いて直接呼びかけを行っている。この呼びかけに際して、クリーンむさしのの支部ごとの人的協力をいただいている。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	クリーンむさしのを推進する会	環境政策課
クリーンむさしのを推進する会活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量運動</li> <li>○ごみ分別資源化の徹底その他の環境保全に関する活動</li> <li>○まちの美化</li> </ul>	補助・助成	ごみ問題とまちの美化を市民の日常生活を通して活動するため	クリーンむさしのを推進する会	ごみ総合対策課



事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵野自然観察園及び学校ビオトープ管理・運営管理委託	「むさしの自然観察園」(基幹ビオトープ) 施設の開園 生物観察指導・自然観察教室 生物飼育管理 学校ビオトープ 出張自然観察教室 維持管理作業 等	委託	武蔵野市のビオトープはネットワーク化が進んでいて、維持管理及びソフトを絡めた活用等が重要に成っており、維持管理作業・生物観察指導等の専門的な知識が必要なため、専門家に委託をすることにより適正な活用を図る。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター
森林体験事業運営	○「新緑の青梅丘陵ハイキングと春の味覚を味わう」の事業実施 青梅丘陵ハイキング、動植物の自然観察会等の指導及び二俣尾・武蔵野市民の森において山菜料理の準備・提供 ○自然体験館を活用した事業の実施	委託	動植物観察指導等の専門的な知識が必要なため、専門家に委託をすることにより適正な活用を図る。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター
「二俣尾・武蔵野市民の森」運営団体補助	二俣尾・武蔵野市民の森の運営及び活用に関する活動	補助・助成	二俣尾・武蔵野市民の森構想を武蔵野市とともに実践していくこと。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
緑のボランティア団体 事業助成（14 団体）	市立公園を拠点に緑の保全、緑化推進及び公園の維持管理に関するボランティア活動を行っている団体に対して事業経費の一部を助成する。	補助・助成	緑のボランティア団体の発展を促すとともに、市内における緑豊かな生活環境を確保すること。	生きものばんざいクラブ 吉祥寺通り花壇の会 もりもり森クラブ M'sGarden みどりの食 いしん坊 青空会 グループ・タンポポ しろがね公園クリーンク ラブ てんとう虫の会 東町はな・BANA 会 上水ほたるの会 境南さつき会 桜とみどりの会 武蔵野の森を育てる会 北町花のひろば	緑化環境センタ ー

## 6 災害救援

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
防災訓練（お花見会）	○炊き出し訓練	後援	災害時の備蓄食料の使用体験を行い、災害時において支障なく使用出来るようにする為の訓練。	光和会 防災の部	防災課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
吉祥寺南町春季 防災訓練	○初期消火訓練 ○応急復旧訓練 ○応急救護訓練（竹竿と毛布による） ○119 通報訓練 ○バケツリレー訓練 ○小型給水訓練	後援	吉祥寺南町地区の 2 自主防災組織が合同訓練を行うことにより、災害時におけるそれぞれの組織活動の連携及び、緊密な関係を作りあげる。	吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織 吉祥寺南町 3 丁目町会新東京防災会	防災課
境南地域・防災訓練、被害情報集約訓練	○地震発生、自宅より被害調査 ○公園に集合、警察署員に被害報告 ○公園近くの住宅に被害確認 ○集団で小学校に集合 ○警察犬の模範演技 ○日赤のトリアージ講演 ○炊き出し訓練	後援	境南地区の 2 自主防災組織が合同訓練を行うことにより、災害時における組織活動の迅速な連携及び、緊密な関係を作りあげる。	境南コミュニティセンター自主防災特別委員会 境南地域防災懇談会	防災課
10 団体合同防災訓練	○119 番通報訓練 ○AED 使用訓練 ○市役所防災課製作の災害・防災ビデオ鑑賞	後援	緊急時の人命救助に迅速に対応する為、器具の実習訓練などを行う。	武蔵野市緑町パークタウン自治会	防災課

## 7 地域安全

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
自転車安全教室	警察署、交通安全協会、PTA、市が協力し、市立小学校児童を対象に、校庭での自転車運転の実地体験等を通して、自転車の安全な運転方法について指導する。	事業協力	交通安全協会の日常活動を通じた、自転車の安全な運転等に関する専門的な知識・経験を生かして、小学生に的確な指導を行う。	武蔵野交通安全協会	交通対策課

## 8 男女共同参画社会の形成の促進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
むさしのヒューマン・ネットワークセンター管理運営	○むさしのヒューマン・ネットワークセンターの受付業務・施設管理・報告業務を委託している。 ○市共催事業及びむさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会で承認された自主事業の実施（講座、講演会等）	委託	男女共同参画社会の実現を目指し、市民及び団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点とする。	むさしのヒューマン・ネットワークセンター管理協議会	市民活動センター

## 9 子どもの健全育成

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵野市産後支援ヘルパー試行事業	○産後の体調不良のため家事・育児等の支援を必要とする産褥婦のいる家庭に対し、ヘルパーを派遣して母子の身の回りの世話や家事援助を行う。 【利用対象者】市内在住、出産または退院後 60 日以内（多胎の場合は出産後 1 年以内）で、日中家族等から家事・育児の支援を受けられない産婦。 【利用日数】出産または退院後 60 日まで 10 日限度。多胎の場合は出産から 1 年まで 25 日限度。 【利用時間】12 月 29 日～1 月 3 日を除き、午前 8 時～午後 7 時のうち、1 時間単位で 1 日 4 時間まで。 【利用料金】1 時間につき 500 円。交通費実費 【申請】 事前登録、申請 【申請先】 子育て SOS 支援センター	委託	子育て SOS 支援センターでは派遣ヘルパーの育成、登録、コーディネート等の管理は困難であるため、子育て支援事業の実績のある事業者へ委託している。また、子育て支援ネットワーク内で情報交換を実施し、要保護児童の早期発見、早期対応を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ NPO 法人 ワーカーズどろり	子ども家庭課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
子育て支援講習会	育児中の人に保育サービスを提供できる者を養成するために、保育サービス講習会開催の運営を行う。	委託	保育サービス講習会を実施するにあたり専門性のある講習内容を提供するため活動実績のあるひまわりママに委託する。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課
こどもテンミリオンハウスあおば	○あひる事業：自由来所型。就学前の児童とその保護者が自由に過ごす中で、育児に関する情報の提供、スタッフからの日常の子育てについてのアドバイスを行う。 ○ひまわり事業：子育て中の親の多様なニーズに応えるための宿泊、送迎を含む一時保育。 ○はあと事業：子育て中や妊娠中の母親の悩みや各種相談に個別に対応する。	補助・助成	市民団体の柔軟な発想ときめ細かい対応で、様々な子育て支援を行う取組に対し、市が運営費補助を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課

## 10 情報化社会の発展

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
高齢者携帯電話教室	○65 歳以上高齢者で携帯電話初心者の方に対する講義形式の講座。携帯電話の使用法を習得することによる、高齢者の社会参加促進を目指す。 ○NPO 団体が講師・アシスタントの派遣、および携帯電話の用意をし、市が参加者の募集、会場の提供を行う。	後援	企業を退職された 60 代の方の社会貢献の場を求める NPO 団体と、携帯電話利用方法習得により高齢者の社会参加促進を目指す市の事業目的が合致したことによる協働。	NPO 法人 竹箒の会	高齢者福祉課

## 11 消費者保護

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
むさしの青空市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境を考える市民主体のイベント</li> <li>・リサイクル品の販売</li> <li>・市内農産物の直売</li> <li>・友好都市の物産販売</li> </ul> などを通して、ごみ減量・分別資源化の指導を実施	共催	生活用品の再利用やごみ減量・分別に対する市民意識の向上をはかる	むさしの青空市実行委員会	生活経済課 消費生活センター
くらしフェスタむさしの第28回武蔵野市消費生活展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活問題をテーマとした日常活動の成果の展示</li> <li>・消費生活センターのPR展示</li> <li>・消費者団体の活動内容発表会</li> <li>・その他各種イベント</li> </ul> 場所を替えて出張展示を年2、3回実施	実行委員会協議会	食・くらしの安全や環境問題などについて、消費者自ら学習及び実践した活動の成果を一同に展示等で発表する。市民への各消費者団体の活動PRと情報発信により、市民の消費者意識の向上を促す。また、消費者団体の相互の交流・連帯の促進を図る。 上記展示を行うことにより、市民相互の啓発と消費者意識の向上を促すとともに、消費者団体の活性化を図る。	武蔵野市消費生活展実行委員会	生活経済課 消費生活センター

## 12 特定非営利活動団体の支援

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
保育非営利団体補助金	市内において保育サービス事業を行っている非営利団体に対して、運営費の補助を行い、安定的な運営を支援している。	補助・助成	運営費の補助を行い、安定的な運営を支援することで多様な市民ニーズに応じられる団体を育成するため。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課

## 資料2 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定過程

### 1 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画に基づき、NPO団体、市民団体、ボランティア団体等の社会貢献的活動（以下「NPO活動」という。）を行う団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題及び公的サービスの提供に取り組む体制作りを進めることに伴い、NPO活動の促進並びに協働のあり方に関する市の目標及び方針を示した武蔵野市NPO活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の策定に伴う理念及び方向性に関する事項
- (2) 基本計画における市の目標及び方針に関する事項
- (3) NPO活動を行う団体に対する支援機能に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる8人以内の者をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO活動関係者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、基本計画の策定に必要な事項の事務処理を行うため、ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画政策室市民活動センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

別表（第3条関係）

武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会名簿

（設置期間：平成17年12月13日から平成19年3月31日まで）

選出分野	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎江上 渉	立教大学社会学部教授
	見城 武秀	成蹊大学文学部助教授
NPO関係者	千種 豊	ボランティアセンター武蔵野運営委員長
	大谷 正洋	武蔵野青年会議所理事長
	○栗田 充治	DANKAIプロジェクト代表、亜細亜大学国際関係学部教授、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク設立準備会代表世話人
	中川 瑛子	東町はな・BANA会代表、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク設立準備会世話人
市民公募委員	岩城 末子	
	鈴木 純平	

※敬称略。◎は委員長、○は副委員長。

※所属・役職等は平成17年12月13日現在。

別表（第7条関係）

武蔵野市NPO活動促進基本計画策定庁内ワーキンググループ名簿

所 属	役 職	氏 名
市民活動センター	所長 課長補佐	笹井 肇 小尾 隆
企画調整課	主事	高橋 徹
防災課	主事 課長補佐	増田 美照（～第2回） 北原 浩平（第3回～）
交流事業課	主事	宮澤 大介
生活福祉課	主任	美谷島 由佳
高齢者福祉課	主事 主事	喜多 紀彦（～第2回） 佐藤 佳代（第3回～）
まちづくり推進課	課長補佐 主査	北原 浩平（～第2回） 小島 麻里（第3回～）
緑化環境センター	係長	朝生 剛
生涯学習スポーツ課	主事	中村 哲朗
市民社会福祉協議会	コーディネーター	加藤 正樹（～第2回） 細田 容子（第3回） 高橋 明德（第4回）

※敬称略。

## 2 武蔵野市NPO活動促進基準計画策定委員会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、申込順で10人とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会開催日の前日までに、住所、氏名、連絡先電話番号を明らかにした上で、企画政策室市民活動センターコミュニティ文化係に申し込むものとする。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類する物を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が委員会の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、発言したり騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成17年12月12日から施行する。

### 3 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会会議等開催一覧

期日		策定委員会	関連項目
平成17年度	平成17年 8月		2日 庁内ワーキング会議 ・協働を実践している現場の現状について  庁内協働事業実態調査の実施
	10月		13日 庁内ワーキング会議 ・担当課とNPO団体等との協働の現状と課題について
	12月	13日 第1回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴1名) ・委員委嘱 ・NPO活動促進基本計画策定について ・NPO実態調査の実施について ・先進都市への視察について ・庁内協働事業調査結果の報告	
	平成18年 1月		NPO実態調査の実施
	2月	16日 第2回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴3名) ・「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」について ・ボランティアセンター武蔵野の活動について ・武蔵野市NPO・市民活動ネットワークの設立について ・NPO実態調査の集計結果とNPO活動における課題および問題点について ・先進都市への視察について	22日 先進都市視察 (出席者：委員7名) ・藤沢市市民活動推進センター ・横須賀市立市民活動サポートセンター
平成18年度	4月	24日 第3回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴5名) ・武蔵野市NPO活動実態調査結果について ・先進都市視察結果について ・NPO活動促進基本計画策定にあたっての基本的考え方(案)について ・課題・問題点についての討論	
	平成18年 6月	19日 第4回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴2名) ・項目別意見のまとめ ・課題別施策メニューについて ・計画の骨子案作成について ・NPOヒアリング調査について	16日 庁内ワーキング会議 ・計画の骨子案について

期日		策定委員会	関連項目
平成18年度	7月	25日 第5回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴1名) ・「武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ案～」について ・NPOヒアリング調査の実施について	5日 正・副委員長会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 骨子のたたき台について ・NPOヒアリング調査について  庁内協働事業実態調査の実施
	8月		24日 NPO活動促進基本計画 策定に向けてのNPO・市民団体ヒアリング（意見募集・ワークショップ） (出席者：委員6名 NPO・市民活動団体関係者26名) ・「武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ案～」について
	9月	13日 第6回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴0人) ・NPO・市民団体ヒアリングの報告について ・「中間のまとめ」について	
	10月		パブリックコメントの実施
	平成19年1月	19日 第7回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴5人) ・パブリックコメントの結果と対応方針について ・「委員会報告書最終案」について	
	2月		9日 正・副委員長会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書最終案について
	3月		8日 庁内ワーキング会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書(案)について  20日 「武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書」を市長に手交

## 資料3 NPO・市民活動団体ヒアリングの概要

### 1. 実施目的

「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」の策定にあたり、市内で活動する NPO・市民活動団体関係者から「中間のまとめ（案）」について、策定委員会が直接意見を聞くことによりニーズを把握し、今後の計画策定に反映させることを目的とする。

### 2. 日時・場所

平成 18 年 8 月 24 日（木）午後 6 時 30 分～9 時  
武蔵野商工会館 4 階 市民会議室（ゼロワンホール）

### 3. 対象団体

武蔵野市内で活動する NPO・市民活動団体関係者

### 4. 周知

- ・武蔵野市内 NPO・市民活動団体（68 団体）にチラシを郵送
- ・武蔵野市報 8 月 15 日号で告知記事掲載
- ・武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク（33 団体）メーリングリストに告知メール配信

### 5. 実施方法

参加者（策定委員を含む）を 4 グループに分け、各グループで以下の 4 テーマを討議し、意見をポストイットに書き、模造紙に貼り付け、KJ 法的にまとめて、グループごとに発表を行なった（4 グループ×5 分＝20 分間）。

- ①「協働事業の課題」について
- ②「NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則」と「協働の推進に向けた基本姿勢と原則」について
- ③「活動助成制度の充実」について
- ④「活動拠点の整備」について

### 6. 参加状況

19 団体 計 26 名（庁内ワーキングチームを含む）

写真

写真

## 7. ヒアリング意見一覧

### (1) 協働事業入の課題について

分類	意見等
NPO側の課題	NPOに事業委託の場合、予算的に安価になるので委託といった印象を受けた。NPOの側にも対価にプライドと責任を持って高いレベルを目指したい。
	自治体間だけでなく、NPO間でも共同のガイドラインが必要（契約、サービスの質の評価）
	自立して行う事業には専門性が必要、でも力が及ばない。
	行政ができないきめ細かい活動が求められる。
行政側の課題	積極的な市民活動を更に応援して活動を活発化する行政の姿勢。
	行政が市民の提案に臆病になっていること。
	行政職員の研修が必要
	市民活動への予算が少ない。
	財政支出に対して、もっと市民同士の評価を入れて支援する仕組みがない。
	年度を越えた予算を認めてほしい。
	協働・やりたいことをどこにどのように持ち込めば良いか不明。 ワンストップ窓口の必要。
双方の課題	相互の意識のズレ（コミュニケーション不足）
	行政の担当者、NPOともにかたくな→もう少し弾力的に。
協働の基準等	協働するために必要な資質。資金が足りないから補助が欲しいという発想ではなく、どのような成熟した団体であればいいのかの教育が必要。基準が明確でない。
	協働の継続性を支える制度がないこと。自立支援が中途半端に終わったことがある。制度化を！
	明確な基準がほしい。
	市民団体・企業・行政3者間のパートナーシップを明確に！！
	一度選定されると、ずっとその団体が委託されるのはおかしい。市長・市議が4年ごとに評価されるように、委託団体も一定期間で評価・選定しなおしがあってもよいのでは。
	役割に合わせた団体の囲い込みは本来のあり方ではない。
	対等とはいえ、委託を受けるにあたり市の要望が主となるきらいがある。
	協働の定義が不明確で、過去事業の評価が困難。
理想のイメージは、市がやりたいテーマごとに公募（いろんな課と一緒に公募）→公開説明会→公募→公開ヒアリング→透明な審査→発表実施→評価、という流れ。	
拠点	活動の場がほしい。
中間支援	小さな市民活動団体に対して、育成という言葉はさけたいという事であるが、より効果的な活動などの中間支援組織が必要。支援の一本化があると、小さな団体にはありがたいと思う。



(2) 基本姿勢と原則について

分類	意見等
5つの原則	5原則はいろんな課で共有してほしい。
	5原則の修正。「パートナーシップの確立」を「対等性の確保」に変えるべき。
NPO側の課題	市民団体所属員の専門性を高めること。独自ノウハウの確保は確かに大事。ただし、民間企業もそれなりのルールの中で委託等させれば、すぐ使えるノウハウ、力量は甚大である。利益追求でない活用ルールを作って活用しよう。
	NPOも評価される環境を！（NPOの覚悟）
	団体構成員自身自覚を持ち公益性を高める。
	まず自己評価を行なった上で第三者評価。
	活動の透明性。
行政側の課題	ただ活動を続けるだけでは活動がひろがらない。
	事業の目標・到達点を設定した活動が必要（公約）
	市民活動の本質を行政がきちっと評価しないところ。
	行政が多様性の特性を生かすことが重要。
	行政職員の外への意識の低さ（特に他市に対しての当市）
	行政が地域にもっと目を向ける必要がある。
	政策化・施策化する行政職員の能力。
公共サービスをキャッチアップする行政側の能力	
協働の基準	エンパワーメントする勇氣（行政の覚悟）
	新しい時代のニーズに合った公共サービスの重点・重要テーマを優先順位を明確にすることにより協働の効果も上がる。
	市の方針として、協働をどう考えているのか。それにより方向が大きく変わる。
	協働とパートナーシップの概念があいまい。構造化する必要がある。
支援	全国対象のNPOと市の関わりが分からない。
	協働の推進に向けた基本姿勢。姿勢が見えてこない、もっと明確に。
	思いとソフトはあっても、持ち出しが続くと人材が集まらない。継続が厳しい。
	人材を増やすための広報的な支援。
	自主事業を持つべきだが、公益性が明らかな場合は、やはり助成金をつけ、受益者負担を減らしてあげたい。
実績主義	まずは自立するため、あるいは立ち上げるためには、やはり個人や団体の血のにじむ努力がまず基本だと思うのですが。
	バックがあってスタートしたNPOはともかく、ゼロからスタートしたNPOは、はじめのうちのマイナスを事業で挽回できる活動でない場合、自立まで非常に継続は苦しい。
その他	実績主義は非常に厳しい。
	コミュニケーション促進が必要。
	貢献意欲をどう仕組むかが問題だ。
	客観性・透明性は、市民・行政が相互に納得する仕組み。
その他	協働と言われ、市民団体が押し出されるとなれば、市の責任義務はどこへ行くか。あくまで市が最終責任か？市民団体の責任と義務は何か、これがあいまいでも少し問題があるだろう。目的・目標達成が大切だ。

(3) 活動助成制度の充実について

分類	意見等
補助対象	企画提案に対して補助金が交付されるのはよいが、使途の制約をつけないでほしい。
	使い道の限定されない補助金。
	助成金の範疇に人件費、事務局運営費も入れてほしい。
	補助金の仕組みが単発の目的でしか使えないために使いにくい。
	調査・研究に使える補助金（成果に対して支払う） 運転資金となる補助金が必要。
補助金制度	市から出ているお金は、一本化してほしい。（内容によって違う）
	補助金には3つのパターンがある。 ①自立している団体が+aでもらう ②初期投資 ③助成を前提（行政の仕事の一部を担う）
	活動分野によって必要な補助金額は異なる。
	目標像の明確化を。そこに向けたシナリオづくり。シナリオの中で補助金制度の期間を設定する。
	せいぜい「立ち上げ助成」に限定してよいのではないかな。
事業提案	提案に対する助成制度の前に、提案制度を設けるべき。
	NPO設立の提案に対しての、行政側の明確な返事、対応についての説明がほしい。その場限りの返事では、かえって動きがとれなくなる。
	協働事業の公募の前に行政が市民・NPOと協働したい事業を提案してほしい。
	NPO・市民団体からの事業提案に対する助成制度の検討について、提案を事業化するプロセスは十分に検討するべき。
知的財産	知的財産を評価する必要。
	知財保護のためにもルールづくりが必要。
市民税の活用	役所の総予算の7~8%を定常予算化する必要。
	NPO予算税制化。個人が何%かを自分の好むNPOに出資する。
	市民税の1%をNPO活動支援に回す制度をつくる。
基金・寄付	寄付金マッチング（市民バンク）。補助金の対象・金額も増やす。その際に、市政補完や採算性を考えれば、金額・件数大幅に増やしても良い。
	NPOバンクの設立。市民活動への融資（責任ある活動へ）。
	基金（独立した市民主体の予算化）を設立し、NPO（法人制）にこだわらないように、市民団体（一般）にも対応。
	遺産（一人暮らし）を優遇してNPO基金にする工夫を。

(4) 活動拠点の整備について

分類	意見等
場所	半径1km以内のところに拠点化する。(当市は3ヵ所。境南、中央、吉祥寺)
	情報交流の場及び、会議の場及び、郵便物受容などの機能を持った空間。
	自立(収益型)型施設として、施設そのものも独立して活動できる。
	駅に近いは不可欠。
	駅に近く利便性よい、外部の人が使える施設に。
施設について	駅前で、かつ夜間対応
	大きな施設も必要だが、地域に複数の小規模な施設もほしい。
	立派な活動拠点の必要性が不明。
	自治体の予算規模でできること、できないことを厳しく見極める。
開館時間	ハードよりソフトの充実を。
	365日オープン。夜間までオープン。早朝7:00~24:00
連絡窓口	24h制の活動拠点が良い。
	事務局代理機能。ポスト、電話代理受理。
	団体の住所として示すことが出来ることが必要。
機能	メールボックスの設置。NPO間、行政との連絡。
	ネットワーキング機能を自分たちで充実させたい!
	コーディネート機能の充実。貸し館業では意味なし。
	情報交流の場が必要。
	中間支援機能・拠点。分野別の結集・団体間のネットワーク化(出会いの場)。
	コミュニティビジネスの支援を。
	機能をつめこみ過ぎると一つ一つが中途半端に。
	研修機能。研修プログラム、ノウハウなど。
	中間支援
	活動拠点があることが様々な発展の源になる。
	NPOサポートセンターは必要。しかし、コミセンでの活動と区別できるような形にする。
三鷹の市民協働センターの、相談・コンサルティング機能、印刷安い、受付・スタッフがよい、等の点を参考に。	
設備	図書館があったほうが良い。図書を並べるだけでなく相談も出来る。
	パンフスタンドの設置。ここに行けばすべてわかる。
	教育システムを行なえる広さ、設備、軽さ(貸し出し)
	紙折り機など、必要な備品のニーズ調査を。
運営	活動拠点。運営はNPOで。
	自立運営
人材	1人の人材に頼りきるのも無理がでる。
	キーマンの配置。たらいまわしにしない実力をもった人。
	質の高いコーディネーターを養成する。
	地域資源を発掘ということよりも、有用な人材をコンペ等により審査し、登録することはどうか。

## 資料4 武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～ 意見募集の概要

### 1. 実施目的

策定委員会の議論と、平成18年8月24日に行ったNPO・市民活動団体ヒアリングで出された意見を反映し、「NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～」を作成したので、これに対して広く市民等から意見を募り、計画策定に反映させることを目的とする。

### 2. 実施方法

平成18年10月15日～11月15日（必着）で、意見提出用紙（他の様式でも可）を郵送またはファックスで回答を募る

### 3. 対象

武蔵野市民、NPO・市民活動団体関係者等

### 4. 周知

- ・武蔵野市報10月15日号で告知記事掲載
- ・武蔵野市ホームページに告知記事と「中間のまとめ」及び意見提出用紙を掲載
- ・市民活動センター、市政センター、コミュニティセンターで「中間のまとめ」と意見提出用紙を配付

### 5. 実施方法

平成18年10月15日～11月15日（必着）で、意見提出用紙（他の様式でも可）を郵送またはファックスで回答を募る

### 6. 意見提出状況

総数8件（延べ人数 4名）

### 7. 意見内容

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
1	概念体系図	基本計画全体の概念構造体系図を入れてほしい（第1章～第5章までのもの）。無理であれば、第3章～第4章の概念体系図をぜひ入れてほしい。	全体的な概念構造については、計画全体の概要版を作成し、コンパクトに表示するよう工夫します。 なお、第3章～第4章については、体系図を作成します。
2	基本的施策	具体的支援策が掲げられているのは大変良く、優先度が示されているのも大変良いが、全体としての重要度（ぜひとも行政施策として推進すべきもの）と優先度が示されているともっと良い。	重要度については、策定委員会として具体的支援策すべてを重要なものとして認識しています。 優先度については、各支援策ごとにA・B・Cで表記しています。

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
3	計画策定の趣旨と位置づけ	本計画の位置づけの図は、もう少し論理体系性を示してほしい（全体性）。	本計画のペースとなる第四期長期計画の施策の体系を明確にし、同計画における「市民活動の活性化と協働の推進」に関する記述を追加します。ただし、第四期長期計画は平成19年度中に見直し、調整計画が新たに策定される予定です。
4	基本的施策	基本的施策に「コミュニティセンターの積極的活用とその仕組みづくり」を入れる必要がある。	コミュニティ協議会の活動とNPO・市民活動団体の活動との連携・協働について、さらに明確な記述を加えます。 また、NPO・市民活動団体の「活動の場」としての、コミュニティセンターの更なる活用も明確にします。
5	協働の推進	<p>緑化環境センターがおこなっている「緑のまちづくりレポーター」を12年、緑の創作園を6年続けている者です。促進基本計画を拝見しましたが、緑化関係のボランティアには、あまり触れていないようです。緑比率をいわれて久しくなりますが、（資料1）「5 環境保全の項目」のなかの「むさしの自然観察園」以下「北町花のひろば」まで、どのような団体でボランティアなのか有給なのか、委託と補助、助成の区別、市への貢献度などもわかりません。緑といっても緑比率の向上だけではなく、癒しも遊びも含まれます、その意味では、森林体験から花壇の花植えまでありますが、少子高齢化で公園という空間のあり方が急速にかわろうとしています。それも地域によりさまざままでこれこそ地域密着の対策が求められています。</p> <p>緑のNPOとほんとうに向かい合うなら収益の難しい農をどうするか、労力の確保等、行政の緑化の運営法も根本から見直しててじかにいる市民が管理運営出来るよう、協働のありかたから研究すべきでは。武蔵野市の緑も高齢化しています、病気や虫害の発見、ちょっとした枝の選定、除草は市民でも出来ます、ただいつまでも無償のボランティアでは。計画策定委員をみると理論家が多いようで、従来の打ち上げ花火にならぬよう実行しやすいプランを期待します。</p>	<p>「資料1」は市内協働事業調査をまとめたものです。「委託」と「補助」の違いなど協働の形態については、P9「協働の形態と分野」をご参照ください。なお、具体的な事業内容については、各担当主管課にお問い合わせください。</p> <p>「緑のNPOとの向き合い方」などについては、貴重なご意見として承ります。</p>

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
6	協働の推進	<p>武蔵野市のNPO・市民活動団体の実態を、この策定委員会の「中間のまとめ」で概ね知ることが出来ました。</p> <p>昨今の社会問題で非常に残念なことは、いじめに端を発する自殺や、子育ての放棄、ひいては親殺し、子殺しと凄惨な事件の連鎖と見受けられます。</p> <p>これらに共通する一つの要因として、食の問題があると思います。家庭での食、学校での食、また、団体生活をする中で食のマナー等を通じて、社会ルールの教育が欠落していたことが起因と成っているのではないだろうか。</p> <p>私共、NPO法人日本食育普及協会では食の安心・安全は勿論のこと、幼児から小中学生を対象とした食育授業を率先して行い、食を通して家族の対話、食事の仕度をする上での協力、食材を通して環境問題、また、何よりも食と日本文化を話すことが出来る最高の自然教育であることを最重要視すべきであると進言します。</p> <p>活動の協働の分野を見ると、子供の健全育成はあるが食育ではないし、環境保全は食材の環境問題でもありませんでした。私共の協会をぜひとも御利用いただき、P17の先駆性・多様性の面からも、緊急かつ社会的な問題の解決の糸口に成ることを、行政を担う皆様方に申し上げます。</p>	<p>協働事業の具体的ご提案として受け止めます。</p> <p>「食の問題」については、今後、食育などを所管する関係部署とも協議し検討したいと思います。</p>
7	協働の推進	<p>武蔵野市の防災センターが来年完成の運びと成ります。大変大事なことです。近未来いつ発生するか分からない大災害に対し機能を最大限に発揮させる為には、2～3年の年数で移動のある防災課の職員ではなく、例えばNPO法人化した消防団OB・消防署OB・警察署OB等のメンバーで構成した組織を管理センターに常駐させ、市内全域の防災関係機関をネットワーク化し、効率の良い連携プレーが出来る巨大ボランティア組織の核とすべきです。</p> <p>消防署、消防団は第一線の実働部隊であり指揮系統が違います。災害発生時における後方支援（ボランティアグループ）の指揮をするセンターが必要不可欠だと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
8	市の基本姿勢	<p>コミュニティ協議会とNPOとの関係がどのように整理されるのかがよく分からない。</p> <p>とくに、P17にくまちづくりの2本の柱&gt;として、「コミュニティ自主三原則」と「NPO活動促進三原則」が並列的に記載されているが、今後、この二つがどのように連携・関係してくるのかを明確にしたい。</p>	<p>「地域コミュニティ」活動に対する原則としては、従来から「コミュニティ自主三原則」がありますが、今回、「目的別コミュニティ」活動のさらなる充実へ向けて、新たに「NPO活動促進三原則」を打ち立てるという趣旨です。ご指摘のとおり「コミュニティ自主三原則」と「NPO活動促進三原則」の関係整理、連携の必要性などを明確にします。</p>

※「発言・意見の趣旨」「策定委員会としての取扱方針」欄に記載のページ数は本計画書の記載箇所に合わせてありますが、発言・意見の趣旨は「中間のまとめ」に対するものとなっています。

# 武蔵野市 NPO 活動促進基本計画

2007 年（平成 19 年）3 月発行

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28  
武蔵野市 企画政策室 市民活動センター

電 話：0422 (60) 1830

F A X：0422 (51) 5638

E-Mail: [sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp](mailto:sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp)